

令和 6 年第 9 回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和 6 年 1 2 月 1 3 日

閉会 令和 6 年 1 2 月 1 7 日

熊本県球磨郡湯前町

令和 6 年第 9 回定例会

会 期 令和 6 年 1 2 月 1 3 日 (金) から 5 日間
令和 6 年 1 2 月 1 7 日 (火) まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
1 2	1 3	金	本会議	午前 1 0 時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、 行政報告、一般質問
	1 4	土	休 会		
	1 5	日	休 会		
	1 6	月	休 会		13:30 企画経済建設常任委員会 15:30 総務厚生文教常任委員会
	1 7	火	本会議	午前 1 0 時	議案審議

第 1 号

1 2 月 1 3 日 (金)

令和6年第9回湯前町議会定例会

〔第1号〕

令和6年12月13日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5	一般質問

2. 応招議員

1番 田 山 幸 平	2番 吉 田 精 二
3番 西 靖 邦	4番 遠 坂 道 太
5番 椎 葉 弘 樹	6番 森 山 宏
7番 味 岡 恭	8番 倉 本 豊
10番 金 子 光 喜	

3. 不応招議員

9番 山 下 力

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

9番 山 下 力

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7．説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	中	村	富	人	総	務	長	西	村	洋	一
税	務	長	北	崎	真	介	保	健	長	高	木	堅	介
建	設	長	稲	森	一	彦	企	画	長	伊	藤	賢	郎
教	育	長	浅	田		徹	農	林	長	高	橋		誠
								振					
								興					

開会 午前 10 時 00 分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（金子光喜君） ただいまから、令和 6 年第 9 回湯前町議会定例会を開会します。これから、お手元に配布の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（金子光喜君） 日程に入ります前に、まず、議長就任のご挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様、執行部の皆様、また、町民の皆様におかれましては、平素から議会活動に対し、深いご理解とご協力をいただき心から感謝を申し上げます。

令和 6 年 11 月 17 日執行の町議会議員一般選挙におきまして、新人 1 名を含む 10 名の議員が誕生いたしました。その後、11 月 26 日開催の臨時会において、議員各位のご推挙を賜り、伝統ある湯前町議会の第 30 代議長という大役を引き続き務めさせていただくことになり、身に余る光栄でありますとともに、改めて身の引き締まる思いでございます。誠心誠意務めてまいりますので、皆様方の更なるご理解とご協力をお願いしたいと思います。

さて、今回の選挙は町政施行以来、初めて無投票となりました。大変残念な思いもありますが若手新人の当選は議会の大きな刺激になることと期待しております。ただ、選挙が無投票であったこと、依然として女性議員不在の現状であることは、議会にとっても、町民にとっても、良くないことだと感じております。このような状況を変えるためには、今期 4 年間の中で、改めて議員のなり手不足対策や多様な意見の集約をどのようにやるべきか、議員の皆様のご協力を得ながら活発な議論を行うことが必要不可欠だと感じております。

そのような中、明るい話題として、本町の議会だよりが県の広報コンクールで特選に選ばれました。町民と議会を繋ぐ一つの手段として、近年特に力を入れてきたことが評価されたことは大きな喜びであり、引続き議会全体で盛り上げていきたいと思います。また、議会改革調査特別委員会において、議員の皆様のご協力と活発な議論のもと、湯前町議会基本条例を制定することができました。今後、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、試行錯誤を繰り返しながら、検討・協議を行い、柔軟に条例改正を含めて必要な措置を講じることで湯前町議会のさらなる進化に寄与するものと考えます。

世界情勢は、ウクライナ問題やイスラエルの紛争などで混沌とし、先が見通せない状況であり、国内の政治状況も不安定な状態が続いていますが、町民の暮らしをしっかりと守っていくことに議会としても全力で取り組んでいく所存です。

結びになりますが、町民の皆様のご多幸を心から祈念いたしまして、意を尽くしますが、議長就任の挨拶とさせていただきたいと思います。

皆様、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

以上で議長就任のご挨拶を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（金子光喜君） 日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、西議員、遠坂議員を指名します。

- - - - - ○ - - - - -

日程第２ 会期の決定

○議長（金子光喜君） 日程第２、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から１２月１７日までの５日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から１２月１７日までの５日間に決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第３ 諸般の報告

○議長（金子光喜君） 日程第３、「諸般の報告」を行います。

まず、議長の公務について報告します。

９月 19 日、本町において湯愛創立 30 周年記念式典が開催されましたので出席しました。

９月 25 日、本町において御大師堂法要、多良木町において高橋政重祭典が開催されましたので出席しました。

10 月 3 日、上球磨正副議長会主催による、椎葉村・西米良村議会との意見交換会が開催されましたので椎葉副議長と共に参加しました。会議では、球磨郡公立多良木病院、上球磨消防組合の職員に出席いただき、現状などについて意見交換を行いました。

10 月 4 日、一般県道五木湯前線・幸野染田線改良貫通促進期成会要望会が開催されましたので出席しました。

10 月 5 日、本町においてＪＴの森、ゆのまえ森づくりの日が開催されましたので、遠坂企画経済建設委員長に出席いただきました。

10 月 7 日、錦町において球磨郡町村議会議員交流会が開催されましたので、議員と共に出席いたしました。

10 月 9 日、本町において、熊本県町村議会議員研修会がオンラインで開催されましたので、全議員で出席しました。講師に大正大学地域創生学部教授 江藤 俊昭 氏が登

壇され、「議会改革による「議員のなり手不足」打開の道」という演題で講演がありました。

10月10日、人吉市において、10月定例郡議長会議が開催されましたので出席しました。

10月11日、球磨ブレカット株式会社創立30周年記念祝賀会が開催されましたので、椎葉副議長に出席していただきました。同日、10月11日から13日にかけて、宮城県で行われました、第30回全国消防操法大会に西総務厚生文教常任委員長と共に出席しました。

10月19日、本町においてダイダンの森森林保全活動が行われましたので出席しました。

11月7日、多良木町におきまして、上球磨正副議長会が開催されましたので、椎葉副議長と共に出席しました。

11月8日、相良村において、11月定例郡議長会議が開催されましたので出席しました。

11月16日、本町においてＪＲ九州商事の森森林保全活動が行われましたので、遠坂企画経済建設委員長と共に出席しました。

11月27日、本町レールウイングにおきまして、安全祈願祭が開催されましたので全議員で出席しました。

12月1日、西米良村において第69回菊池祭が開催されましたので出席しました。

12月2日、本町において、熊本県共進会祝賀会が開催されましたので、西企画経済建設委員長と共に出席しました。

以上で議長の報告を終わります。

続いて、本定例会の付議事件等について報告します。

町長提出は、付議事件一覧のとおり議案9件となります。

一般質問は、3人の議員が通告されております。

続いて、陳情の受理と処理経過及び結果について報告します。

陳情1件を受理しております。12月6日開催の議会運営委員会において、処理について協議を行い、町又は議会の権限に属しないもの、町単独で判断できないものという理由により、いずれも議長預かりと決定しました。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は議長室にありますので、そちらをご覧ください。

なお、緊急議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおりです。報告書は同じく議長室にありますのでご覧ください。

湯前町監査委員から、9月、10月、11月の「例月現金出納検査結果報告書」がタブレットに掲載のとおり、議長宛に提出されています。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果を報告願います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

○**4番（遠坂道太君）** 皆さんおはようございます。令和6年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目が令和6年11月29日金曜日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

議席の指定では、湯前町議会議員の任期満了に伴う改正により新たに選出された議員の議席を10番遠坂、11番田山幸平議員に指定されました。加えて、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会に指定されました。

会期の決定では、田代利一（球磨村）議会運営委員長の報告後、会期を11月29日に開会し、11月30日から12月24日まで休会、12月25日を閉会とする27日間に決定しました。

議会運営委員会委員の選任では、湯前町議会の改選に伴い議会運営委員会の1名の欠員が生じたため、上球磨地区から23番皆越てる子議員（あさぎり町）が選出され、議長から指名されました。

認定第1号、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、継続では、令和5年度決算特別委員会委員長の牛塚孝浩議員（人吉）から審議結果について報告を受け、異議なく委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議案第6号、人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、議案第8号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、この3件を一括して提案理由の説明を理事会代表理事から受けました。続けて、議案第6号及び議案第7号の2件についての補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行いました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告といたします。

○**議長（金子光喜君）** 次に、公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

○**3番（西 靖邦君）** 皆さんお疲れ様です。球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を行います。令和6年第4回定例会が12月5日に公立多良木病院講堂で開かれました。

主な項目を5点報告します。1点目、多良木町議会の猪原清議員及び久保田武治議員より、以下の一般質問がありました。医療事故発生時における当院の調査報告体制について、職員の処遇改善について、医療スタッフの確保について、医療事務事故制度について、これらの質問に対し、高森企業長・黒木事務長ほかが答弁されました。

2点目、企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決しました。内容は、育児休業の取得回数や制限の緩和などの環境整備を行うものです。

3点目、令和6年度介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算(第2号)を可決しました。主な支出内容として、職員数の増減や人事異動に伴う人件費の補正により、3,787万7,000円減額し、補正後の予定額は48億224万円となりました。

4点目、上球磨地域包括支援センター特別会計補正予算(第1号)を可決しました。今回の補正により、歳入歳出それぞれ80万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額は、6,163万5,000円となりました。

5点目、湯前町議会の11月の改選に伴い、本組合議会の副議長選出及び議会運営委員会委員の構成について、以下のとおり一部変更を行いました。副議長あさぎり町豊永喜一議員、議会運営委員会委員湯前町西靖邦議員、委員6名の欠員(1名)を補充しました。

以上で、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

○議長(金子光喜君) 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

○8番(倉本 豊君) おはようございます。上球磨消防組合議会の報告を行います。第2回上球磨消防議会定例会は去る12月3日午後2時より1日限りということで開催され、日程第1におきまして、私、改選によります議席の指定から始まりまして、日程第5において、認定第1号、上球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてが審議されまして全会一致で原案のとおり認定をされております。

議案8号におきましては、熊本県市町村組合事務組合の共同処理をする事務の変更及び規約の一部変更について、議案第9号で上球磨消防組合消防本部及び消防署設置条例の一部改正について、議案10号において、上球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第11号上球磨消防組合負担金に関する特別条例の制定につきまして、いずれも原案のとおり可決をされました。日程第10におきまして、議案第12号上球磨消防組合一般会計補正予算(第2号)が審議されまして、これも原案のとおり可決されております。一般質問につきましては、今回はございませんでした。

以上で上球磨消防組合議会の報告を終わります。

○議長(金子光喜君) これで「諸般の報告」を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第4 行政報告

○議長(金子光喜君) 日程第4、「行政報告」町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（長谷和人君） 改めて皆さんおはようございます。本日から第10回湯前町議会定例会に当たりまして、行政報告を行わせていただきます。なお、主な行政報告のみとということでのご報告でございます。

まず、令和6年9月2日、球磨地域振興局におきまして、9月定例球磨郡町村長会が開催されましたので出席をしております。会議では、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きをはじめ、くま川鉄道再生協議会の現状、ひごらボNEXTの取り組みについて報告を受けております。また、町村長研修、上京要望について協議を行っております。このほか、熊本県後期高齢者医療広域連合への令和7年度派遣町村は、順番どおり多良木町に決定をしております。

4日、人吉市役所におきまして、くま川鉄道第141回取締役会が開催されましたので出席しております。

5日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会が開催されましたので出席をしております。会議には議案4件、認定5件が上程され、全議案とも原案どおり可決・認定をしていただいております。同日、町長室におきまして、湯前中学校の伝統芸能継承活動が古典の日文化基金賞未来賞を受賞したことに伴い、生徒代表から受賞の報告を受けております。

9日から18日までの間、議会議場におきまして、第6回湯前町議会定例会が開催されましたので出席をしております。定例会には報告3件、議案13件、認定6件及び追加議案6件を提出させていただき、いずれも可決・認定をいただいております。

9日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、上球磨消防組合の懸案事項について 全国消防操法大会について 盛土規制法について 台風10号による沈砂池の土砂浚渫について 竹タケノコ生産支援事業について 進出企業による立地協定締結について ひごらボNEXTについて報告をさせていただいております。

12日、集団検診室におきまして、熊日金婚夫婦表彰状伝達式並びにダイヤモンド婚夫婦表彰式が開催されましたので出席をしております。本年度の金婚夫婦は5組、ダイヤモンド婚夫婦は3組でございました。

15日、改善センターにおきまして、湯前町敬老会が開催されましたので出席をしております。新型コロナウイルスの影響で5年ぶりとなり、主催が婦人会から実行委員会へ変更しての開催となっております。

9月19日、対象者ご自宅におきまして、出生祝い金贈呈式を開催いたしました。対象者は2名でありました。同日、100歳をお迎えになられた町民の方へ、賞状と記念品贈呈を行っております。対象者は1名でありました。同日、洋会議室において、区長会を開催しております。同日、応接室におきまして、湯前町農業公社理事会を開催しておりますので出席しております。

20 日、多良木警察署におきまして、秋の交通安全運動出発式が開催されましたので、出席いたしました。同日、グリーンパレス炊飯棟におきまして、企業フードゲートとの意見交換会を開催し、本町農業の振興について懇談しております。

24 日、錦町役場におきまして、人吉球磨観光地域づくり協議会理事会が開催されましたので出席いたしました。

30 日、人吉市アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合令和 6 年 9 月定例理事会が開催されましたので出席し、職員採用試験合格者の決定、令和 7 年度当初予算編成方針等について協議を行っております。同日、水上村岩野公民館におきまして、奥球磨駅伝競走大会実行委員会が開催されましたので出席し、大会要項、参加チーム、交通規制及び警備体制及び役員の最終確認を行っております。同日、ヘリポート駐車場におきまして、全国消防操法大会壮行会が開催されましたので出席し、出場者に対し激励の挨拶を行っております。

10 月 1 日、議会議場におきまして、湯前中学校 3 年生による、子ども議会を開催しております。

4 日、熊本県庁におきまして、一般県道五木湯前線・幸野染田線改良貫通促進期成会要望会が開催されましたので出席をしております。

5 日、協定対象森林におきまして、J T の森森林保全活動が開催されましたので出席いたしました。この度の活動は、0.3 ヘクタールの面積にスギの苗木 750 本を植林し、参加者数は、J T 関係者 74 名を含む総勢 129 名でありました。

6 日、上球磨町村一円におきまして、奥球磨駅伝競走大会が開催され、大会副会長として移動監察者に乗車をしております。結果につきましては、大学・実業団の部の優勝がひらまつ病院 A、高校の部が大牟田高校 A がそれぞれ優勝をしております。

7 日、対象者ご自宅におきまして、出生祝い金贈呈式を開催いたしました。対象者は 1 名でありました。同日、洋会議室におきまして、令和 6 年度第 1 回湯前町有林計画伐採検討委員会を開催いたしました。会議では、町有林の計画伐採について、森林経営意向調査の結果についてなど、協議を行っております。

10 月 8 日、人吉市くま川鉄道におきまして、球磨川鉄道の指名審査会が開催されましたので出席いたしました。同日、球磨地域振興局におきまして、10 月定例球磨郡町村長会議が開催されましたので出席いたしました。会議では、管内 10 市町村知事要望、管内主軸事業上京要望等について協議を行いました。

9 日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、10 月臨時議会補正予算について 社会体育施設の使用料検討結果について 10 月臨時議会補正予算について 専決処分について 旧農業公社事務所の利用について 球磨畜産共進会の結果及び県共進会出場に係る補正予算について、説明を行っております。

10日、熊本県庁におきまして、上球磨消防組合による、熊本県土木部への令和2年7月豪雨災害を踏まえた、上球磨消防署の浸水対策に係る要望が開催されましたので出席をしております。内容は、柳橋川兩岸の堤防嵩上げ整備と定期的な河床掘削の要望でありました。同日、熊本県庁並びに九州地方整備局におきまして、四期成会による、熊本県知事・熊本県議会議長・九州地方整備局への合同要望が開催されましたので出席をしております。

11日から13日にかけて、宮城県利府町におきまして、第30回全国消防操法大会に、本町の第2分団1部が自動車ポンプの部で出場しましたので応援に赴いております。残念ながら入賞は僅差で逃しましたが、誠に立派な操法を披露してくれております。

15日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院開設者協議会が開催されましたので出席いたしました。会議では、宮崎大学医学部キャリア形成プログラムについて協議を行っております。

16日、人吉市アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合10月定例理事会が開催されましたので出席をしております。会議の議題につきましては、循環型社会形成推進地域計画の策定について、入札及び随意契約の締結結果について、令和6年11月定例理事会及び12月議会定例会の開催についてございました。同日、人吉球磨消防指令事務協議会設立会議が開催されましたので出席をしております。会議では、会長に松岡人吉市長、副会長に中嶽水上村長、監事に木下五木村長、私長谷が選任をされております。また、協議会の予算や規程等についても協議を行っております。

18日、人吉市保健センターにおきまして、第2回人吉球磨定住自立圏推進協議会が開催されましたので出席いたしました。会議では、第3次共生ビジョン（案）について協議を行っております。

19日、指定対象森林におきまして、ダイダンの森森林保全活動が開催されましたので出席いたしました。この度の活動は、0.15ヘクタールの面積にスギの375本を植林し、ダイダン関係者43名を含む総勢61名の参加でありました。

20日、町民グラウンドにおきまして、第66回湯前町民体育祭を開催いたしました。本年度は17地区、約800名の参加があり、開催の目的である町民の健康増進と融和を図ることができました。

22日、鹿児島市城山ホテルにおきまして、自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の全九州ブロック会議が開催されましたので出席をしております。加入市区町村数は、九州では62自治体であり、本町は「ツアー・オブ・九州（自転車レース）」の開催や「球磨川サイクリングロード」を有していることから、新たに加入をしているところでございます。

23 日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里株式会社取締役会が開催されましたので出席いたしております。会議では、令和 6 年度中間決算の報告を受けております。

24 日、応接室におきまして、湯前町総合教育会議が開催されましたので出席をしております。

10 月 25 日、熊本市九州森林管理局におきまして、令和 6 年度国有林野等所在市町村長有志協議会が開催されましたので出席をしております。本町からは、治山対策を引き続き要望してまいります。

26 日、芝生広場におきまして、RV ランドキャンプミーティングが開催されましたので出席し、歓迎の挨拶を行っております。

28 日、議長室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席し、令和 6 年第 7 回臨時会提出予定議案等について説明を行っております。同日、議会議場におきまして、第 7 回湯前町議会臨時会が開催されましたので出席いたしました。臨時会には、承認 1 件、議案 3 件を提出し、原案どおりご可決をいただいております。同日、議員控室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、町道東方線の街路樹の無断伐採について説明をしておるところでございます。同日、応接室におきまして、湯前町農業振興地域整備促進協議会が開催されましたので出席をいたしました。

30 日、福岡市九州地方整備局におきまして、くま川鉄道による九州地方整備局及び九州旅客鉄道本社への訪問が開催されましたので、出席をしております。九州地方整備局におきましては、河川内工事について、九州旅客鉄道については、駅構内工事について、それぞれ協力をお願いをしております。

31 日、宮崎市宮崎観光ホテルにおきまして、第 31 回南九州観光振興会議が開催されましたので出席いたしました。会議では、「国内外からの南九州への観光客誘致対策の強化」と「交通ネットワークの形成」について、協議が行われております。

11 月 1 日、球磨地域振興局におきまして、11 月定例町村長会議が開催されましたので出席をしております。会議では、管内 10 市町村知事要望、管内主軸事業状上京要望の内容確認、町村指定ごみ袋有料化の検討などの協議を行っております。同日、熊本市自治会館におきまして、県立高校あり方検討の取り組みに係る意見交換会が開催されましたので出席をしております。少子化に伴い、県立高校 50 校の維持は困難という課題を抱えている中において、これまでの経緯と今後のあり方について協議が行われております。終了後、熊本県の救急安心センター事業（＃7119）について説明を受けました。救急車を呼んだほうがいいのか迷ったときに、専門家から電話でアドバイスを受ける仕組みとなっております。県と市町村共同での実施を目指したいという説明でありました。

11月2日、湯楽里におきまして、第30回全国消防操法大会出場報告会を開催いたしました。出場隊員から更なる高みを目指して努力したいという力強い言葉が発せられ、今後の消防力強化について、大いに期待が持てる報告会となったところでございます。

5日、洋会議室において、全体朝礼を開催し、職員に対して訓示を行っております。同日、人吉市アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合11月定例理事会が開催されましたので出席しております。会議では、第4回議会定例会の提出議案、職員採用試験の合格者決定などについて協議を行うとともに、令和6年10月期の入札及び随意契約について報告がなされ、全案とも承認をされております。同日、熊本市ホテル熊本テルサにおきまして、球磨川流域治水協議会が開催されましたので出席しております。会議では、国土交通省九州地方整備局、八代河川国道事務所、熊本県から、流域治水プロジェクトの取組状況、川辺川の流水型ダムの環境影響評価等について説明がっております。

6日、東京都関係企業におきまして、まず、B & G財団とJ T本社を訪問し、日頃の支援のお礼と引き続いてのお願いを申し上げ、関係強化に努めたところでございます。

7日、各省庁におきまして、管内主軸事業上京要望が開催されましたので出席しております。要望先は、農林水産省、国土交通省、総務省、厚生労働省、文部科学省でありました。終了後、地元選出国会議員との意見交換会が行われております。

8日、東京都ザ・キャピタルホテル東急におきまして、九州地方国道整備促進総決起大会が開催されましたので出席しました。九州の国道整備の促進及び道路事業の振興・普及に関する要望を決議し、国に要望しております。

9日、グリーンパレス芝生広場におきまして、2024 バイクキャンプミーティング「球磨んモン」が開催されましたので出席し、地元歓迎の挨拶を行っております。会場には、県内外から約200台のバイクが集結し、各出店ブースも大盛況でありました。

11日、東京都砂防会館別館におきまして、全国防災協会主催による、災害復旧促進全国大会が開催されましたので出席しております。

12日、砂防会館別館におきまして、全国治水期成同盟会連合会主催による、治水事業促進全国大会が開催されましたので出席しております。

13日、東京都国土交通省におきまして、四期成会による合同要望会が開催されましたので出席しております。

14日、東京都砂防会館別館におきまして、全国治水砂防協会主催による、全国治水砂防促進大会が開催されましたので出席しております。

15日、里宮神社におきまして、里宮神社秋季大祭農産物豊穰感謝祭が開催されましたので出席しております。同日、洋会議室におきまして、第33回那須良輔風刺漫画大賞記者発表を開催しております。令和6年度の応募総数は640点でありました。審査は、

10月17日、鎌倉市におきまして、漫画家の種村国夫先生、二階堂正宏先生、前川しんすけ先生をお願いしております。一般の部では、那須良輔大賞に神奈川県伊藤文人さんが受賞をされております。

16日、協定対象森林におきまして、「JR九州商事の森ゆのまえ」森林保全活動が開催されましたので出席をしております。この度の活動は、0.56ヘクタールの面積にスギの苗木1,400本を植林し、JR九州商事関係者79名を含む総勢97名の参加があったところでございます。

18日、東京都日本教育会館におきまして、全国過疎地域連盟の第58回総会が開催されましたので出席をしております。総会では、「過疎市町村の財政基盤の確立」をはじめとする、令和7年度過疎対策関係政府予算・施策に関する決議が行われ、関係国会議員等に要請活動を行うことになっております。同日、東京消防庁スクワール麹町におきまして、熊本県町村会トップセミナーが開催されましたので出席をしております。演題「日本政治の舞台裏」ということで、講師に政治ジャーナリストの田崎史朗氏の講演が行われております。

20日、東京都NHKホールにおきまして、全国町村長大会が開催されましたので出席をしております。大会では、「大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化に関すること」をはじめとする重点要望が決議され、政府及び関係省庁に対して実行運動を行うことになりました。同日、東京都全国都市会館におきまして、全国防災・危機管理トップセミナーが開催されましたので出席をしております。演題で、「将来を見据えた災害対策の方向性」講師として、東京大学教授の廣井悠氏により、講演が行われております。

11月21日、洋会議室におきまして、令和7年度の予算編成会議を開催し、職員に対して基本方針について指示をしております。

22日、上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合正副組合長会が開催されましたので出席いたしました。会議では、令和6年第2回上球磨消防組合議会定例会付議事件について協議を行っております。

24日、まんが美術館一帯におきまして、2024 ゆのまえ漫画フェスタが開催されております。会場には、県内外からコスプレ姿の来場者など、約6,000人が訪れ、アニソン歌手のスペシャルライブや漫画家トークショー、同時開催の畜産まつりなど、大いに楽しんでいただいております。

25日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院開設者協議会が開催されましたので出席をしております。会議では、令和6年第4回議会定例会提出議案等の協議を行っております。

26日、議会議場におきまして、第8回湯前町議会臨時会が開催されましたので出席しております。臨時会には、同意2件、議案1件を提出し、原案どおりご可決をいただいております。

27日、レールウイングにおきまして、湯前駅レールウイング複合施設再整備工事安全祈願祭が開催されましたので出席しております。

29日、人吉市クリーンプラザにおきまして、令和6年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので出席しております。同日、人吉球磨広域行政組合令和6年11月臨時理事会が開催されましたので出席をしました。会議では、組合議会定例会の提出案件（追加議案）について、新ごみ処理施設建設に伴う搬入道路について協議を行っております。

11月29日、熊本市県防災センターにおきまして、人吉市と球磨郡町村会により、人吉球磨創造的復興要望が開催され、県知事に対して、以下の6項目を要望しております。地域経済の活性化と雇用の創出 緑の雇用創出と稼げる農林業の実現 観光を軸とした創造的復興の実現 魅力ある高等専門教育の場の創出 人口減少対策を総合的に展開するための支援 令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プランの推進体制についてを要望しております。

30日、改善センターにおきまして、アニメ「夏目友人帳」声優トークショーを開催しております。主人公の夏目貴志役の「神谷浩史」氏をはじめ、人気声優の3名の出演により、定員を大きく上回る応募があり抽選となるなど、各種メディアにも数多く取り上げられ、まんの町湯前をアピールすることができたところでございます。

以上、行政報告を終わります。

○議長（金子光喜君） これで行政報告は終わりました。

ここで一般質問の準備と休息のため休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前10時50分

再開 午前11時02分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

- - - - - ○ - - - - -

日程第5 一般質問

○議長（金子光喜君） 日程第5、「一般質問」を行います。

本定例会では、3名の議員が通告されておりますが、タブレットに掲載の通告一覧の順番に発言を許します。

一つ、野良猫対策について、遠坂議員の質問を許します。

○ 4 番（遠坂道太君） 改めまして、おはようございます。4 番議員の遠坂です。

ただいま、金子議長の許可を受けましたので、通告書にしたがい、一般質問を行います。

11 月の町会議員選挙におきまして、3 期目の当選をさせていただきました。中堅議員として、将来に向けて、安心安全なまちづくりに執行部と共に活動してまいりたいと思います。そこで、一般質問をいたします。

一つ、野良猫対策について伺います。

犬・猫は、家族の一員として迎えられて、幸せな一生を送ることができる子がいる一方で、様々な理由から引き取り手もなく、行政による殺処分で命を奪われてしまう子たちも多く存在します。愛犬・愛猫家であれば殺処分が行われている現実にも心を痛める方も多く存在します。近年は、動物愛護の観点により、殺処分を減らす取り組みが、各自治体に求められています。今回、一般質問させていただきます猫は、繁殖が著しく、1 匹の猫は 1 年に 3 度の出産を繰り返し、何もしなければどんどん増えていきます。猫の不幸をなくし、猫に巡るトラブルを防ぐには、猫の不妊・去勢手術をきちんと実施することが大切です。この質問を行うことになったのは、町民の方から、家の近くに猫を置いて行かれる方がいて、家のほうに住み着いてしまうようになって、かわいそうなので餌を与えているとのこと。また、頭数が増えないように避妊手術を十数回実施されたそうです。そこで、伺います。

野良猫の悪臭、毛の飛散、害虫の発生など、周辺環境に悪影響を及ぼしていないかについて伺います。

○ 保健福祉課長（高木堅介君） 野良猫による生活環境への悪影響はないかということですが、野良猫に限らずですね、室外に出る飼猫も含めまして、町に寄せられている、猫による苦情についてお答えいたします。猫による庭や住宅への進入ですとか、花壇や庭、それから畑などへの糞尿の被害、またそれに伴う悪臭、そのほか、猫のみによる皮膚炎があったりとか、庭先に猫の死がいがあるとか、そういう苦情が寄せられております。このような苦情がですね、例年同様、寄せられているのが現状であります。

○ 4 番（遠坂道太君） ただいま、課長より野良猫また飼猫の町内における環境への影響につきまして、答弁をいただきました。やはり現在、野良猫のですね、餌やりの問題とか、そこで衛生的なものは、先ほども言われましたように、やはり、餌の腐敗や糞尿による悪臭、カラス、ゴキブリ、ハエなどの発生。また、騒音や悪臭の問題です。夜中に鳴り出す猫の騒音による健康被害が生じる可能性があります。発情期の猫の鳴き声は、特に大きいと言われております。猫の繁殖による問題につきましては、猫が繁殖して増えることにより、縄張り争いが起こり、怪我をする猫が増えているようでございます。猫同士の接触や喧嘩を通じて、猫白血病や猫エイズなどの感染症が流行するというふう

に言われております。不法侵入の可能性がまたあります。他人の所有する、所有地における無断での餌やりは不法侵入に当たるといふように文献から拾い出したところでございます。餌をやることでこのような問題が発生するようでございます。野良猫に餌を与える場合は、相応の覚悟を持って行う必要があります、大変責任の重いことであることとご理解いただきたいというふうに思っております。次に、現在、町の野良猫対策、飼猫対策につきまして、お伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 町の野良猫対策としましては、直近では11月29日発行の旬報におきまして、「飼猫以外に餌を与えないください。」というタイトルで記事を掲載しております。この内容につきましては、野良猫に餌を与えないことですか、猫を飼う場合の注意事項について注意しております。野良猫に餌を与えるということは、飼猫とみなされるということのようなこともございます。また昨年度までですが、県が実施している、地域猫活動支援事業ですか、避妊・去勢手術の補助事業について、旬報で周知してきたところです。なお、今年度から新たな熊本県動物愛護センターアニマルフレンズ熊本が開所されまして、昨年度までの補助事業に変えて、飼主のいない猫の避妊・去勢手術を無料で受けることができる支援事業が始まっております。ただし、当初予定していた手術頭数をですね、大幅に上回る依頼があっており、受付停止となっている状況です。このような状況のため、この事業については、まだ旬報等での周知をしていないところでございます。このほか、野良猫ですか、外飼いの猫への餌やりに対しましては、保健福祉課担当職員ですか、あと人吉保健所と一緒に行きまして、行政指導も行っているところでございます。

○4番（遠坂道太君） ただいま、課長より町の野良猫対策につきまして、答弁いただきました。やはり、町民の方に対しての周知の徹底は特にされておると思います。私も湯～とぴあ辺りのトイレにですね、貼ってありました。やはり、こういうふうな猫を飼う、餌をやらなくてくださいとかですね、そういう形をしてあったようでございます。先ほども申しましたように、猫は繁殖が著しく多いわけですので、繁殖を増やさない取り組みを行うことが必要ではないでしょうか。猫の不幸をなくし、猫を巡るトラブルを防ぐには、猫の不妊・去勢手術をきちんと実施することが大切ではなからうかと思えます。先ほども課長から言われましたように、熊本県では、「人と動物が共生する熊本」の実現を目指し、飼主のいない猫によるトラブルの防止や地域猫活動の推進のため、県内、これは熊本市を除く、生息する飼主のいない猫の避妊・去勢手術を動物愛護センターの獣医師が無料で現在実施しています。これも先ほど課長が言われましたように、今年の募集が相当あって、もう空いてないというような状態でございます。どのくらい猫のですね、避妊・去勢費用が掛かるかと申しますと、1万5,000円から3万円というふうになっているようでございます。自治体においては、手術費用の一部をですね、助成

を行っている自治体もあるようでございます。1頭に対して5,000円から7,500円程度の助成をしていると。私が調べた中では、菊池市、宇城市、佐伯市、福岡市、北九州市、合志市といった形のところが現在やっておられるような状態でございます。そこで、恵まれずに生まれてくる不幸な猫たちを減らすために、不妊・去勢手術費用の一部助成を実施する考えはないかにつきまして、お伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、現在受付停止中ではありますが、まずは熊本県動物愛護センターが実施しております、飼主のいない猫の避妊・去勢手術が無料でできる事業を第1選択肢として周知していきたいと思います。また、遠坂議員からもありましたように、他の自治体ですとね、避妊・去勢手術費用に対する補助事業がありますので、そういうところを、いろんな補助率ですとか、条件ですとか、そういうのも調査しながら、また公益財団法人動物基金というものが実施しております、さくらねこ無料不妊手術事業というものもございます。こういったところもですね、詳しく調査しまして、湯前町における施策を検討してまいりたいと思います。

○4番（遠坂道太君） ただいま、課長から答弁いただきましたけれども、やはり、増やさないような状態を作っていくということが1つの対策ではなかろうかというふうに思っているところでございます。やはり、飼猫も、そして、飼主がいない猫にしても、やはり、命というものがあるわけですので、やはり、それを大事にしながら、取り組んでいただければというふうに考えておるところでございまして、やはり、その辺もですね、やはり、他町村の例を見ながら、取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。そこで最後に、町民の生活環境を保持することを目的に、野良猫対策について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 町民の生活環境を保持するということで、現在本町におきましては、総合計画におきまして、ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくりの基本方針の1つとして掲げておりまして、その中の環境衛生における具体的な施策ということで、ペットの適正飼育の推進に取り組むということにしておるところでございます。今回、野良猫対策についてのご質問ということでございますけれども、野良猫に限らず、ペットとして書かれている猫や犬についても飼主が責任を持って飼育することが大事であるというふうに思っております。今回ご質問されている部分につきましても、実際は元々の飼主であった方が猫を放し飼いなり、野良猫にされたということで、元々のそういう飼主の方の倫理感がやっぱりまず問われているというのを1つの原因にしないでほしいのかなというふうに思っております。その原因を解決するということで、逆に言いますと、行政のコストに繋がってくるということも意見申し上げておきたいというふうに思っております。それから先ほど申しましたけれども、今回の件につきましては、実際は動物の愛護及び管理に関する法律の中で実は謳われておりまして、その中で、人間と動

物の共生する社会の実現を図ることを目的としてあるということで、これらに結局、いろんな形で飼育を拒否したりということがありました場合は、いわゆる罰則あたりも謳われておるところでございます。これらもですね、しっかりと今後ですね、町民の皆様方にお知らせをしながら施策を打っていく必要があるのかなというふうに思っております。野良猫、いわゆる特定の飼主がいらないというふうな猫でございますけども、先ほど申しました、放し飼いも実は入っております。近隣にちゃんと放し飼いの猫がですね、色々とうろついておって、近隣の近くのところのですね、範囲の中で動いておるといふ形になっておりますので、これは全国的にもですね、課題になっておるといふふうに思っております。対策ということでございますけども、町民の生活の環境を保持することを目的としておるといふことで重要な施策というふうに思っております。先ほど課長から答弁しておりますように、ペットの適正飼育を推進するとともにですね、野良猫の無秩序な繁殖を抑制する仕組みを担当課と協議をしてまいりたいというふうに思っております。ただこれを根絶するというのは、捕まえて、どうして、誰がするのか、先ほど申しました、コストアップにも繋がってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、かなり担当課と協議をしてまいらなくちゃいけないのかなというふうに思っておりますのでございます。以上でございます。

○4番（遠坂道太君） 今、町長から対策について答弁いただきました。やはり、課長言われましたように、飼主がやはり、そのモラルをきちっと守ることが大事、私もそういうふうに思っているところでございます。いわゆる飼主がピシャツとしたことをとっていくということではなかろうかと思えます。野良猫は命もある生き物でありますので、単に排除するだけではない、問題の本質的な解決にはならないというふうに思っているところでございます。避妊・去勢手術を施すことで、徐々に野良猫、飼主のいない猫を減らしていくということが第1点ではなかろうかというふうに私思っているところでございます。今後、町民の生活環境を保持することを目的に安心安全なまちづくりに期待しまして、一つ、野良猫対策について、一般質問を終わります。

○議長（金子光喜君） 一つ、野良猫対策について、遠坂議員の質問が終わりました。これより、関連質問を許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 関連質問がないようですので、これで一つ、野良猫対策についての関連質問を終わります。

以上で遠坂議員の質問を終わります。

次に、一つ、地域活動の活性化について、椎葉議員の質問を許します。

○5番（椎葉弘樹君） 5番議員の椎葉です。質問事項1、地域活動の活性化について一般質問を行います。

本一般質問における地域活動とは、町が直接的もしくは間接的に関与している団体やサークルとします。福祉ボランティアだけでなく、社会体育や文化・芸術などの活動も含まれます。また、湯前町高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画については、文章が長いので高齢者介護計画と省略します。

要旨の1、地域の支え合い活動をさらに推進するため、認知症サポーターアクティブチームを導入する考えはないかについて質問をいたします。認知症サポーター制度は、ご承知のとおり、厚生労働省が推進する事業です。認知症について正しく理解し認知症に対する接し方を学んだ人が生活の様々な場面で認知症の人やその家族をサポートするものです。本町では、地域福祉計画や高齢者介護計画などに基づいて、認知症サポーター養成講座などに取り組まれています。厚労省のデータでは、認知症の方が年々増加すると予測されています。現在は、高齢者の5人に1人が認知症ですが、30年後には3人に1人となる見込みです。高齢者介護計画では、令和4年の要介護・要支援認定者における、認知症高齢者は326人と示されています。そこで担当課にお尋ねします。

本町における、認知症の人数の推移はどのような傾向でしょうか。お尋ねします。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、令和5年度に策定しました、介護保険事業計画の中からお答えします。まず、認知症高齢者の定義といたしまして、要介護・要支援の認定を受けた方のうち、日常生活自立度という、基準というか、資料がありまして、その区分が1以上の方となります。日常生活自立度の区分1という状態はですね、何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にはほぼ自立しているという状況の方を指します。軽度の認知症から重度の認知症まで7段階に区分されているところでございます。認知症高齢者の推移ですが、計画にも記載しておりますけれども、平成30年が301人、令和元年が329人、それから令和2年が318人、令和3年が316人、令和4年が326人、令和5年が332人という状況であります。ここだけを見ますと、若干増加傾向かなというところですが、これから、湯前町はもうすでに高齢者数自体が減少に転じております。その後の推計値を出しております、令和7年が316人、令和12年が335人、令和17年が339人、もっと先の令和22年は306人、令和27年が273人、令和32年が253人で、これはもう高齢者数の減少により、将来的には人数的には減ってきますが、割合的には高くなる傾向かなと感じております。

○5番（椎葉弘樹君） ただいまの答弁のように、令和22年ぐらいまでは大体横ばいについて、それから、若干少なくなってくるという傾向ということで、当面は横ばいの傾向が続くということでした。本町の高齢者人口は、令和12年度においては、高齢化率が50パーセントを超えてくるんですが、人口的には少なくなっている。ただし、認知症の患者の割合は減っていないということは、やはり、寿命が延びていって、認知症という患者の方が、割合的には若干増えていくようなイメージなのかなと思っておりま

す。認知症サポーター養成に関する目標値と実績値が、高齢者介護計画等、健康増進計画に示されております。高齢者介護計画では、認知症サポーターの養成者数は、令和6年度以降の計画値が年間100人となっております。健康増進計画では、認知症サポーターの養成者数は、令和7年度の目標値が600人となっております。これはちょっと延べなのか、実質なのかがちょっとわからなかったんですが、そこで担当課のほうにお尋ねします。

認知症サポーターの延べ養成者数と実質の養成者数、最新データがありましたら、お知らせいただきたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 本町の認知症サポーター養成講座の受講者数でございますが、平成19年2月から令和6年10月まで、延べ1,101人となっております。また、実質の養成者数は何人かということですが、湯前町で毎年小学5年生と中学2年生に養成講座を実施しております。また役場職員ですとか、民生委員の方とか、複数回受講している場合もありますので、正確な実人数というのは把握できないところでありますが、この養成講座を実施するに当たりましては、全国キャラバンメイト連絡協議会に計画を出しまして、終了後、実績報告をしております。その実績をですね、平成19年からずっと集計しまして、重複かなというところを省きましたところ、おおよそ実人数が850人ぐらいかなと思っております。

○5番（椎葉弘樹君） 健康増進計画では、一応、令和7年度の目標が600人となっておりますので、この600人というのは、もう実質の養成者数のことを示しているのでしょうか。ここだけ確認させてください。

○保健福祉課長（高木堅介君） 健康増進計画をですね、もうちょっと前に作っておりますけれども、実人数を見込んでの数値であります。

○5番（椎葉弘樹君） 高齢者介護計画におきましては、令和5年度の調査結果で、認知症の相談窓口について、認知している方の割合、これが18.2パーセント、そして、認知症初期集中支援チームについて認知している方の割合は6.3パーセントとなっているようです。養成講座を受講した方が延べ、先ほどの答弁で1,101人、これに対しますとその割合というのは、非常に小さい認知度となっております。そこで担当課にお尋ねしますが、認知症の相談窓口や認知症初期集中支援チームを認知している割合が小さい要因についてお尋ねします。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、この認知度の根拠についてお伝えいたします。この認知度の数値ですが、第9期介護保険事業計画策定の基礎資料としまして、実施したニーズ調査の結果となります。このニーズ調査の対象者自体がですね、65歳以上で要介護認定を受けていない方になりまして、1,340人が対象で、そのうちの1,215人から回答いただいております。若い方っていうか、65歳未満の方は含まれておりませんので、

そういうところからの認知度の数値です。認知症の相談窓口ですとか、初期集中支援チームにつきましては、これまでも年に数回旬報ですとか、あと広報、ホームページ、パンフレットなどで周知はしているところがございます。ただし、認知症につきましては、やはり認知症の当事者ですとか、家族、それから、身近な方じゃないと、なかなか関心が薄いことが、相談窓口とか、そういう初期集中支援チームの認知度が低い要因の1つではないかと考えております。この結果を受けまして、今年度からですね、上球磨地域包括支援センターの職員が、各公民分館での通いの場にも出向きまして、周知に取り組んでいるところです。それから担当課としましてもですね、これまで同様に、様々な手段で周知してまいりたいと思っております。

○5番（椎葉弘樹君） 町のホームページを見ますと、福祉相談支援窓口ページというのがあるのですが、そこにはまだその認知症に関する情報というのは、掲載されていないようでした。ちなみにですね、認知症の相談窓口は、各町村の介護保険担当課となっていますので保健福祉課だと思いますし、また、上球磨地域包括支援センターもその窓口の1つではないかと思っておりますので、ぜひこれはホームページのほうにも掲載していただきたいと思っておりますので、ぜひこれはホームページのほうにも掲載していただきたいと思っております。上球磨認知症初期集中支援チームは平成27年度に設置されているようですので、例えば、平成26年度以前にですね、認知症サポーター養成講座を受講された方、だいぶ前に受講された方というのは、もしかしたらこの窓口というのはご存じない方もいらっしゃるのかもしれませんが、最近の養成講座の中では、窓口というのは、ご紹介とかはされてるのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 養成講座ではですね、もう当然、保健福祉課・町とか上球磨地域包括支援センターの職員も行きますし、窓口になっていることは周知しているところであります。

○5番（椎葉弘樹君） ということは、だいぶ前に初期支援チーム等が立ち上がる前に受講された方というのは、おそらくこの存在というのはご存じないのかなというふうに推察するところではございますが、今後その啓発活動等で、ほかの住民の方にもお知らせされていくということですので、そこはちょっと心配は、懸念はなくなったところでございます。認知症サポーター養成講座というのが、平成17年度から始まっているようですが、熊本県では、平成18年度から取り組まれているようです。平成21年度から実施されており、15年連続で認知症サポーター養成率日本一を達成されているということで、熊本県というのは、この認知症サポーターについて、積極的な取り組みがなされているものと認識しております。しかし、最近受講した方と5年以上前に受講された方では、講座の内容も少しずつ変わってきているでしょうし、記憶の定着状態にも差が出てきているのではないのでしょうか。サポーターは沢山おられ、先ほど1,101人ということで延べ受けられて、実質が850人でしたかね、850人ぐらい、いるということでしたが、

その方々の地域での活動に実際結びついていないことが、課題として挙げられるのではないのでしょうか。高齢者介護計画では、ステップアップ講座やフォローアップ講座の内容を充実させて、認知症サポーターが地域の担い手として活躍できる仕組みを作りますとあります。そこで担当課にお尋ねします。

認知症サポーター養成講座を受講した方へのステップアップ講座やフォローアップ講座の対応状況についてお尋ねします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 計画には記載しておりますが、まだ具体的な講座の開催を実施していないところであります。ただし本町では、先ほども申しましたように、小学校5年生で、認知症に関する基礎知識についての講座をしまして、中学2年生にはですね、認知症の方への接し方とか、実際の声かけのロールプレイングなどをしております。これは1つのステップアップ講座、フォローアップ講座に位置付けられると思っております。

○5番（椎葉弘樹君） 小中学生のほうには、そのような講座を受けられ、ステップアップ講座等に位置する、該当するような講座はされていますが、まだ社会人・大人向けにはまだできてないということでした。町のホームページを検索しましたが、当然、大人向けの講座というのはありませんという回答でしたので、講座内容を見つけることはできないのは当然のことでございますが、このフォローアップ講座っていうのは、大体2回実施するものなんでしょうか、なんか明確なそのステップアップ講座はこういうものの、フォローアップ講座がこういうものっていうのはもう明確に基準があるものなんでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、サポーター養成講座、基本的なものは、国って言いますか、先ほど言いました、全国キャラバンメイト協議会がテキストを作っておりまして、大体1回90分でこういうこと、というのがございます。フォローアップ講座とかステップアップ講座につきましては、それを受けた方がより実践的なというか、ところなんですけれども、具体的なプログラムはございませんで、各市町村でそういう内容を約60分かけてやってくださいということを謳ってございます。

○5番（椎葉弘樹君） フォローアップ講座やステップアップ講座、これについては理解しました。今後展開されていくであろうと思うんですが、高齢者介護計画におきましては、地域における認知症サポーターの活動を一層活性化するため、認知症に関する深い知識や技術を有し、認知症の方やその家族を支える認知症アクティブサポーターの養成を進めますとあります。おそらくこれは先ほどのステップアップ講座、フォローアップ講座を受けられた方のちょっと上の位置付けになるのかなという勝手なイメージなんですが、この認知症アクティブサポーターとは、認知症サポーターを対象にした実践的

な研修を受講した方ということになってると思います。そこで、本町における、上球磨地域における認知症アクティブサポーターの人数についてお尋ねしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 上球磨地域におきましては、現在、アクティブサポーターの登録はないところでございます。ただし、上球磨3町村と上球磨地域包括支援センターにおきましては、国の認知症施策推進大綱におきまして、令和7年度までに、全市町村で整備することを目標としております、チームオレンジの設置を検討しております。このチームオレンジというものは、熊本県認知症サポーターアクティブチームというものは熊本県が作った仕組みでございまして、同じような内容なんですけれども、このチームオレンジというものはですね、本人ですとか、家族のニーズと認知症サポーターを中心とした、支援を繋ぐ仕組みとなっております、先ほど言いました、熊本県が認定する認知症サポーターアクティブチームにも該当するものでございます。

○5番（椎葉弘樹君） ここまで質疑・答弁をいただきまして、質問と答弁を踏まえまして、本町の課題というのは、認知症サポーター養成講座を受講した後のサポーターの役割ってというのが、まだ明確になってないなと思ってまして、それを今後明確にしていく必要があるのかなと思っております。要は研修は受講したけど、それでそれぞれのサポーターの方がもうこれでわかったという段階で今終わってる状況だと思っております。ただし、そういったサポーターの方々同士ですね、連携だったり、その支援体制というのを今後、先ほど言われたチームオレンジ等で広げていくことも課題としてあるのかなと思っております。先ほどチームオレンジがアクティブチームと同等ということでしたが、このチームオレンジというのは、アクティブチームと同様に、熊本県の登録をもってチームオレンジという認定をされて、イコール、アクティブチームとして登録を受けるということなんでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） チームオレンジとですね、チームオレンジと言いますのは、国がそういう仕組みということで作るものでございまして、熊本県の認知症サポーターアクティブチームは、熊本県に申請をして認定を受けるというものでございます。取り組む内容はほぼ同じでございまして、現在、熊本県の認知症サポーターアクティブチームの登録状況が県内で32団体ございます。チームオレンジの熊本県の登録というが登録ですね、が12ございます。その12は、県の認定の32の中の12団体ということで、どちらかというチームオレンジのほうがレベルが高いという言い方はおかしいかもしれませんが、チームオレンジを作ると、県の認定のアクティブチームの認定を受けることができるというものでございます。

○5番（椎葉弘樹君） チームオレンジについては、このアクティブサポーターという方がいることが条件になっているのかをちょっと確認したいんですが、熊本県が認知登録している、認証登録している、その熊本県のアクティブチーム、これは先ほど言わ

れたように 32 か所あるわけですが、そこにはアクティブサポーターというのが、必須要件になっているようです。チームオレンジについても、これはアクティブサポーターになる人がいないと登録ができないもんなんではないでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、チームオレンジとはということで、国が作っている資料をちょっと読ませていただきます。チームオレンジとは、認知症サポーターの近隣チームによる、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行います。認知症の人にもメンバーとしてチームに参加することが望まれますとあります。そのチームの立ち上げにつきまして、当たりましては、メンバーの中にステップアップ研修を受けまして、その方がリーダーとなるメンバーの方が必要になります。なので、ステップアップ講座を受けた、県で言う、熊本県の作っております、認知症サポーター、ステップアップ講座を受けた方、アクティブサポーターですね、に該当することになります。

○5番（椎葉弘樹君） もう1点、課長にお尋ねしますが、今、高齢者介護計画とか、健康増進計画ですね、この中には、チームオレンジに対する目標とか施策というのは含まれていますでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 介護保険事業計画のですね、86 ページにありますけれども、認知症サポーターの養成と認知症高齢者見守り事業の推進ということで、この中に、チームオレンジ創設に向けた取り組みとしまして、認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座、フォローアップ講座の内容を充実させるということで文字としては記載しております。ただ、目標値で何名とか何団体とか、そういうところまでは記載はしてございません。

○5番（椎葉弘樹君） 私もですね、そのチームオレンジとそのアクティブチームが同等の位置付け、国のものなのか、県のものなのかといったところの違いがちょっとわかりませんでした。今回のその答弁を聞いていて、本町はそのチームオレンジのほうで進めていくんだなというのも初めて今回わかったところであります。ただそこに行くためには、ステップアップ講座なり、フォローアップ講座なりが必要なんだなといったところも理解ができたところです。そこでそれを踏まえまして、最後に町長のほうにお尋ねしますけども、今後ですね、認知症サポーターのアクティブチームなり、その本町はアクティブチームは目指さないで、チームオレンジの導入を町としても積極的に支援し、サポーターが地域で活躍しやすい環境を整える考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 認知症サポートアクティブチーム、加えまして、オレンジチーム、熊本県によってはオレンジチームということも入ってるんですけども、認知症サポーターが活躍しやすい環境づくりを進めるための必要な組織であるというふうに思っております。先ほど課長から答弁もしておりますけども、現在、上球磨3か町村と上球磨地区の包括支援センターにおきまして、令和7年度中に、チームの設置を検討しておる

ということだそうでございますので、今後担当課と情報共有を図ってまいりたいというふうに思っております。それからこのチームの設置につきましてはですね、介護保険の地域支援事業に位置付けられておるということで、その財源につきましては、導入を支援するということになるということだそうでございます。担当課及び関係者、それから関係団体との連携を図りながら、認知症サポーターがですね、活躍できるような環境が整うよう、支援していけばというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○5番（椎葉弘樹君） 最後にご紹介までなんですが、担当課は当然ご承知のことだと思うんですが、県内にも認知症のカフェっていうのが複数ありまして、令和4年7月1日現在で、熊本県内には149か所、そして、人吉球磨には10か所、そして、町内にはなんかご縁カフェっていうのが1か所あるということで、意外とこのカフェを知らない方もいらっしゃると思いますので、この辺のご紹介もですね、していただければと思います。紹介されてるんですが、知らない方もまだ沢山いらっしゃると思いますので、そういったところの啓発もですね、啓発と言いますか、チームオレンジの中で、一緒に取り組んでいただければと思います。なぜかと言いますと、熊本県がやってるアクティブチームというのは、そのカフェの事業も含めて対応されてますので、できればそのチームオレンジの中でも、そのカフェの事業とも連動・連携しながらやっていただければと思うところです。課長なんかその思いがありましたら。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず先ほどの湯前町がアクティブチームをしないということではなくてですね、チームオレンジを作って、県のアクティブチームにも認定は受けたいと思っております。それから認知症カフェでございますが、古城のほうで、ご縁カフェというのをされておりまして、そこを登録しておりましたが、今年度からですね、ちょっと休止されておりまして。なくなったということもありましたので、毎週木曜日ですね、保健センターで木楽話笑の会という集まりをされておりまして、そこを今年度からオレンジカフェに位置付けてですね、認知症の方だったり、支援する方とか、誰でも来て良いようなところでしておりますが、今後、そういうところも周知してまいりたいと思います。

○5番（椎葉弘樹君） 大変よく理解できました。ぜひですね、ご縁カフェというのが県のホームページにまだあったもんですから、まだやっておられるんだなといったところで質問したんですが、ぜひそのカフェっていうのも、凄くくつろぎやすい、話・会話が出来る仕組みでございますので、そういったところも町としても、支援をしていただければと思います。

結びになりますが、認知症サポーターが地域で活躍しやすい環境づくり、認知症の方がいる家族を地域で見守る環境づくりを引き続き目指していただきたいと思います。私

自身も認知症関連の講座は受講したことがあるんですが、その記憶がちょっと定かではありませんので、次の開催がありましたら、積極的にその養成講座というのを受けていきたいと考えております。

以上で要旨１の質問を終わります。

○議長（金子光喜君）　ここで昼食のため休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時００分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（金子光喜君）　休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、「一般質問」一つ、地域活動の活性化について、椎葉議員の質問の途中で。発言を許します。

○５番（椎葉弘樹君）　午前中に続きまして、要旨２、地域活動をさらに活性化するため、団体やサークルの情報をガイドブックなどで紹介する考えはないかについて、お尋ねします。

町内には、多くの地域活動があります。住民の皆様は、その全ての活動をご存じでしょうか。そこで、担当課のほうにお尋ねします。

地域活動の状況把握として、町内にある団体やサークルの数をお尋ねいたします。これは、福祉関係と社会体育、或いは、文化芸能等がありますので、保健福祉課と教育課のほうにお尋ねしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君）　保健福祉課から福祉関係の団体等についてお答えします。１つ目ですが、湯前町ボランティア連絡会というものがございます。その構成団体としまして、湯前町ボランティアグループあゆみの会、それから湯前フレンズパーク、それから、湯前読み聞かせ「なずなの会」４つ目に、湯前ボランティアグループ「よかばい」があります。２つ目が湯前町老人クラブ連合会、その各部会がですね、シルバーボランティア連絡会、それから、交通安全部会、陶芸部会、木工部会があります。このほかに、湯前ちょこっとボランティア「ささえあい」ですとか、食生活改善推進協議会などがあるところでございます。今挙げたところで、１０団体になります。このほかにも、個人でやられてるところとか、いくつかのグループがあると思います。

○教育課長（浅田　徹君）　教育課で把握できております団体等について答弁いたします。公費での地域活動としましては、公民分館、或いは子ども会、そういった活動等も含まれておると認識しておりますけども、ご質問の趣旨に沿いますと、まず社会教育関係団体等で、地域婦人会、青年団、文化協会といった、教育文化系の団体があられます。スポーツ分野ですと、まず１５種目の競技団体と個人で構成されます、湯前町体育協会、

10 種目の教室を行っておられる、総合型スポーツクラブの湯前さわやかクラブだんだん、続きまして、主に子どもの活動となります、B & G 海洋クラブ、湯前少年柔道クラブ、少年剣道クラブ、それから社会人のピンポンクラブもあられます。また各種大会の出場奨励金関係で見ますと、空手、トランポリン、そういった団体があられます。そのほか、球磨神楽東方組太鼓踊り、浅鹿野棒踊りの保存会、そういった団体も地域活動団体に当たると考えております。まとめますと、教育文化で 6 団体、運動スポーツで 8 団体となっております。また、中央公民館主催の生涯学習事業では、定期講座 13 講座、特別講座が 2 講座、合わせまして、15 講座を開講しております。延べ 170 名の受講・ご参加がいただいているところです。以上です。

○ 5 番（椎葉弘樹君） 私のほうで把握している団体数プラス知らない部分も幾つかありましたので、結構な、数的にはもう 30 を超えるような団体やサークル等があるんだなというのを認識したところです。この多くの地域活動がある中で、最大の課題というのは、会員数の減少だと思っています。高齢者介護計画では、地域の担い手不足が深刻化し、地区ごとに割り当てられた役員、ボランティアのなり手がいない地区も出てきていますというふうに書かれていました。ボランティアは、人手不足が予測されており、ボランティアの輪を広げるためには、情報提供が欠かせないところです。そこで担当課のほうにお尋ねします。福祉ボランティアにおける地域活動の紹介や連絡先などの情報は、ホームページや冊子などで紹介されているかについてお尋ねします。

○ 保健福祉課長（高木堅介君） 福祉関係では、湯前ボランティア連絡会の活動報告とかイベントなどのお知らせをですね、機関紙のすいかずらというものを、年に 5 ～ 6 回の割合で発行されておりまして、これは全戸配布されております。またほかの団体の情報につきましても、旬報ですとか広報、回覧等で紹介されておりますが、ホームページとか冊子での紹介はしていないところがございます。

○ 5 番（椎葉弘樹君） 確かにすいかずらというのは、よく見かける冊子って言いますが、紙の媒体なんですけど、それ以外に旬報でもたまに見かけることはあるんですけど、断片的な情報であって、それを知りたい、その情報を、その団体の活動を知りたいときにパッと見られるような情報というのが現在はないのかなと思っています。一方ですね、社会体育のほうを見ますと、旬報などでこれも時々、サークルとか団体の紹介であったり、募集等も見かけることはあるんですけど、これも先ほどの福祉団体と同じで、断片的な情報になっているところです。体育協会の会員数を見ますと、令和 2 年度で 327 人いらっしゃいましたが、令和 5 年度で 277 人ということで、3 年間で 50 人ほど減少しているところです。例えば、社会体育に関心がある方っていうのは、活動内容や部員数、練習日、窓口の担当者や連絡先などの情報が知りたい情報ではないでしょうか。そこで教育課のほうにお尋ねしますが、スポーツ、教育文化など、福祉ボランティア以外の地

域活動の紹介や連絡先などの情報はホームページや冊子などで紹介されているかについてお尋ねします。

○教育課長（浅田 徹君） 先ほどご答弁した団体等で、広報湯前、旬報、回覧等での掲載実績ということで、ちょっとご質問と重複する部分があるかもしれませんが答弁させていただきます。12月までの直近1年で申し上げますと、まず地域婦人会、それから青年団につきましては、隔月で広報湯前ですね、こちらにて活動の紹介をしております。それぞれ6回の記事掲載となります。続きまして、湯前町文化協会、広報湯前が3回、体育協会が広報2回と旬報3回、スポーツクラブだんだんにおきましては、広報が1回回覧1回となっております。椎葉議員ご指摘のとおり、主に会員募集、活動の様子、大会結果などの記事となっております。連絡先は教育委員会、中央公民館、B & G海洋センターと掲載しております。広報湯前につきましては、ホームページに掲載しておりますけども、間接的な検索とか読み込みが必要ですので、各団体に特化した情報とは、ホームページにはないと考えております。以上です。

○5番（椎葉弘樹君） ただいまご答弁いただきましたように、ホームページには当然その辺はですね、各団体の努力で出してやるところはちょっと把握できていないんですが、広報・旬報と、そして各団体の周知分とかでは、たまに出されているなというところは認識しているところです。ただ、やっぱり新しく始めたい方とか、町に転入された方などがですね、そういう情報を知りたいときに、過去の紙媒体とかですね、そういったものを探るのは凄く手間が掛かるっていう現状があるところです。実際町のホームページはですね、サポートする側ですので、ホームページに必ずなくちゃいけないものではないんですが、町がやっぱり地域活動を支援するという立場からいくと、そういう情報を町が肩代わりして情報提供するというのも考えられるんじゃないかと思います。町の人口減少や会員確保の対策としては、新たな会員を募るか、1人が複数の活動に参加するかなどの方が考えられるわけです。それには、町内で活動する団体やサークルを広く住民の皆様にご知っていただく必要があります。そこで今回、趣味や学び、ボランティアなど地域活動を見える化し、活性化を目指したガイドブックなどで、地域活動を紹介することを提案いたします。総合計画の第4章、ささえ愛で心温まる福祉づくり政策の中には、地域で支え合う体制の充実や地域サポート体制の確立などの施策があります。第5章、地域をつなぐ人づくり政策の中には、スポーツ団体の充実、活性化や文化団体の育成などの施策があります。第6章、みんなで描き育むまちづくり政策の中には、情報発信と情報取得の充実や参画と協働機会の創出などの施策があります。また、総合戦略のスポーツ健康のまちづくりの推進には、健康づくり参画者の一層の拡大を図りますとあります。これらのことから、地域活動ガイドブックは、総合計画や総合戦略の共通事業として取り組むことができるのではないのでしょうか。全ての住民が地域活動を知り、

参加するための有効なツールになると考えます。また、住民の皆様が色々な活動に関心を持ち、気軽に参加していただける仕組みづくりを後押しできます。そこで町長にお尋ねします。

町内で活動する団体やサークルの活動紹介や連絡先などを記したガイドブックを作成して、住民に情報提供する考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど福祉分野、それから教育、スポーツ、文化といった各種活動について、参画していただいております地域住民の皆様、そして、団体運営をしていただいております役員の方々に対しましてですね、講義で生涯学習活動も活発的に幅広く展開していただいていることで、まずは感謝をしているところでございます。先ほど2人の担当課長から現状等も答弁しておりますけれども、各団体等のご紹介につきましては、主に広報湯前等で取り上げさせていただいているところでございますけれども、今後先ほどご質問がございましたように、一覧表、それからガイドブックといった取りまとめの情報提供につきましては、これ各種団体様との情報公開という部分もございまして、十分協議を行いながらですね、見える化について検討を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○5番（椎葉弘樹君） この地域活動の全体を対象にしたガイドブックというのは、全国的に事例がまだ少ないということですが、先進的な取り組みとなります。インターネット上で閲覧が可能な地域活動ガイドブックをいくつかご紹介しますと、まず東京都墨田区のほうで地域活動ガイドブックというのがありまして、登録団体の紹介や地域活動に関する区の支援情報などが掲載されています。発行元は、区の地域活動推進課というところです。神奈川県葉山町の葉山地域活動ガイドブックには、登録団体やサークルの紹介などが掲載されています。発行元は町の生涯学習課などです。佐賀県小城市の小城市市民活動ガイドブックには、登録団体の紹介、地域活動に関する市の支援情報などが掲載されています。発行元は市の企画政策課となっています。これを本町に当てはめると、横断的な取り組みとなりますので、どこかの課がこれを取りまとめていくことになるかとは思いますが、検討をどこにするのか、その辺もちょっと町内でやるんだったら協議しなくてはならないところかなと思っております。地域活動ガイドブックは、作成して終わりではなくて、代表者や会員数など当然変動してまいりますので、継続した更新が必要になってきます。本町が以前発行しました、暮らしの便利帳は発行したまでは良かったのですが、継続した更新ができてないことが課題として挙げられています。もし本町で地域活動ガイドブックを発行するとなった場合には、このような維持管理の部分についても検討していかなくてはならないのかなと思っております。そこでちょっと追加で町長のほうにお尋ねしたいんですが、もしこの地域活動ガイドブックを前向きに検討していただければ、この維持管理も含めて、その広報の一環と

して、継続して取り組んで行かれたほうが良いのかなと思うんですが、町長もし、その前向きな取り組みをされる予定であれば、維持管理まで含めて考えていかなくてはいけない。その辺のご答弁をいただきたいと思います。

○町長（長谷和人君） 先ほどの答弁の最後になるわけですが、情報提供におきましては、各種団体様と協議を行いたいということを申ししたところでございまして、いわゆる見える化ということでございました。それで今、最後質問が、ご説明が丁寧にいただいたんですけど、3の自治体の状況もお知らせをいただいたところでございます。いわゆる出したは良いが、後のフォローがないと、例として、暮らしの便利手帳のこともお話をさせていただきました、いわゆる継続して更新するという部分もあるということでございますので、担当課をどこにするかというふうなお話をお伺いすることができましたので、そこにつきましてはですね、しっかりと対応しながら、情報提供は行っていきたいというふうに思っております。やはり高齢社会におきましてですね、今後、カルチャー、文化活動、また、スポーツ活動、全てでございすけども、先ほどの質問の説明の中にございましたように、本町の総合計画の中にもちゃんと位置付けられておる部分でございすので、ここはしっかりと対応したことをですね、行政としても行っていきたいというふうに思っておりますので、今、ご質問を受けたということでございすんで、先ほど申しましたように、検討を進めていくということで、答弁させていただければというふうに思っており、前向きには考えておるところでございす。以上でございす。

○5番（椎葉弘樹君） 理想は各団体やサークルのほうで情報発信がしっかりできていて、そして、それが浸透していけば良いんですが、なかなかやっぱりですね、活動のほう为中心になってきて、情報発信のほうが上手くいってない部分もあるのかなと思っております。そして、例えば福祉のボランティアグループも沢山あるわけですが、実際幾つありますかとか、どういうのがありますかといったものを町民の方は多分答えられない、知らない部分もあるかと思えます。そういったところを情報を共有しながら、お知らせしていきながら、もしかしたらその支え合いの運動にも繋がってくるかもしれませんし、そして社会体育においても、例えば、私も3つのクラブ活動に入ってるんですが、その辺の募集をかけるときに、その募集をしてる媒体がまだないわけで、どこに問い合わせして良いかもわからない、そういった情報もありますので、ぜひ情報共有した上で地域活動を活発にしていけるようなツールがあれば良いなというところで今回、提案させていただきました。将来的にはですね、生涯学習もあるんですが、そういったところも参加者が増えてくれば、地域活動のほうに格上げして、もう生涯学習のメニューから外して、もう独立してもらう道もあるのかなと思っておりますし、先ほどの認知症のチームオレンジ等が立ち上がりましたら、こういうガイドブックで紹介していくこ

ともありなのかなというふうに考えているところで、様々な応用も今後期待できるのかなと思っております。人口減少が続いても地域活動が盛んな町、地域活動を相互に支え合う町、そして、地域活動を応援する町を共に目指していければと思いますので、ぜひ、町長が言われたように前向きな取り組みのほうを期待したいと思います。

これで、地域活動の活性化についての一般質問を終わります。

○議長（金子光喜君） 一つ、地域活動の活性化について、椎葉議員の質問が終わりました。これより、関連質問を許します。

○2番（吉田精二君） 私は要旨1の認知症サポーターアクティブチームを導入する考えはないかというふうなことで質問答弁に対します、関連質問ですが、この答弁の中で、認知症のサポーターの数が、登録者数で1,101名、実働は850人ぐらいになるんじゃないかというふうなことでした。それで今後につきましては、ステップアップ、それからフォローアップの講座を開いてアクティブサポーターを養成して、サポーターのアクティブチームも作っていくというふうな考えでございました。言われましたように、今後20年後ぐらいにはですね、65歳以上の方の3人に1人ぐらいが認知症になるんじゃないかというふうな予想でございます。本町におきましても、高齢化社会それから、独居老人の世帯があって本当に家庭内での認知症の方の介護とか本当に単独では困難になってくるような世の中になるんじゃないかなと思っております。そこで、非常に高いですね、アクティブサポーターの人たちを養成して、地域で見守っていこうというふうな活動が重要になってくると思いますが、このサポーターの養成のですね、平成19年ぐらいから、18年頃からですかね、始まったと思いますけども、当初は一般の団体とか、事業所等に対する講座を行って、オレンジでなくてサポーター養成をしてきたわけですけども、現在は小学校・中学校の対象に主に人数を伸ばしているというような状況みたいです。実際今からアクティブサポーターを養成する時に、以前も20年ほど前のサポーターの人たちにつきましては、当初の認知症に対する考え方、それから、治療とか介護の仕方も現在変わっております。またそれでですね、アクティブサポーター養成するためには、また改めた勉強のし直しっていうんですかね、そのようなことも非常に重要になってくると思いますが、また改めて、そのアクティブサポーターに取り組むというふうな考えがあるならば、そういう以前に登録しとった人たちの学習し直しというんですかね、研修し直しというようなことも重要になって、そこでまた新たに本人たちに自覚を持たせて動き出すというふうなことも重要になるかと思いがたいますが、そこ付近の考えはないのでしょうか。お答えをお願いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、小学生・中学生中心と言われましたけども、それ以外でもですね、やってございます。一般住民向けもこれまでもやっておりまして、これからもやっていきます。一番まとまってやりやすいのがいろんな団体さんですね、

役場だったり、直近ですと、民生員児童員協議会ですとかシルバーボランティア、それから食生活改善推進だったり、商工会の会員だったりですね、いろんなところでやっております。認知症サポーターの養成講座の内容自体はですね、その20年前と今が違うということは基本的にありません。アクティブチーム、チームオレンジの立ち上げにつきましては、もちろん1回、認知症サポーター養成講座を受けて、基本的なことを知ってもらってる方を中心にですね、ステップアップ講座を受けていただいて、より声掛けであったり、対応の仕方を具体的に実践する方を養成して、そこでチームを作るという考えでございます。新たにそういうチームオレンジを作りますから集まってくださいということだとですね、なかなか難しいと思いますので、考えておりますのは、例えば1つは、民生員児童員協議会とシルバーボランティアですね、この2つの団体につきましては、今現在も月1回の訪問であったり、声掛け、見守りもされております。そういう方、そういう団体にですね、ステップアップ講座を受けていただいて、チームオレンジ、アクティブサポーターですね、のチームを作るとか、そういう方向で考えて、このサポーター養成講座は1人何回受けても、いいということになっておりますので、もうだいぶ前に受けたけど、また知りたいという方は、住民向けのですね、講座も考えておりますし、もちろん議員各位の皆さんにですね、受けていただきたいと思いますので、新たにとかっていうんではなくて、まずは既存の団体とかで作り上げていく、そういう考えでおります。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、地域活動の活性化についての関連質問を終わります。

以上で椎葉議員の質問を終わります。

次に、一つ、畜産振興について、倉本議員の質問を許します。

○8番（倉本 豊君） はい私は2項目、畜産振興についてそれからスマート農業の取り組みについてということで、一般質問をさせていただきます。今回の一般質問にしましては改選が私達ございました。町内回ったときにですね、この畜産振興につきましては、非常に危機感を私、覚えましたので、今回あえて一般質問をさせていただくことといたしました。もうそれを踏まえてですね、していきますが、まず私が回っていったときにですね、牛舎が、3分の2ぐらいは空いていたと。そういうところが、ありましたし、それからまたあと2年ぐらいするともう私はやめますと、言われるところもございました。そういうことでしたので、まず、町としてどのようなデータを持っておられるのかをお伺いしたいと思います。まず酪農それから繁殖牛、肥育牛とあるかと思いますが、それぞれの農家数、それから、飼育頭数、育成も含めてですね。そういうとこ

ろのデータをお示しいただければと思います。5年前ぐらいからでいいかなと思っており
ますので、その数字をまずお示ください。

○農林振興課長（高橋 誠君） 畜産経営の現状を申し上げますと、肉用牛は飼料価格
の高騰と和牛子牛の市場価格の下落。また、酪農の方も同じくですね、飼料価格の高騰
によって生産経費が販売の収入を上回るという状況が長期的に継続していることに加え
まして、飼料費の高騰が今後続くことが見込まれることをさらに危惧していることは議
員と同じ危機感を持っているというところでございます。また近くの県での悪性家畜伝
染病等の発生もございますので、その対応も注意をして見ていくところでございます。
県全体の経営状況を申し上げますと、令和5年の畜産統計データでございますが、やは
り乳用牛、和牛ともに減少しております。次に、湯前町の状況。5年前の令和元年度との
比較で申し上げますと、酪農戸数は、7戸から6戸に、1戸減少しております。飼養使用
頭数は235頭から228と7頭減少してございます。肥育牛について申し上げますと、戸
数は5から6戸に、ここは1戸増加しております。飼養頭数は384頭から631頭に、247
頭の増でございます。次に繁殖牛の戸数については、26戸から23戸、3戸減少してござ
います。飼養頭数は502頭から369頭に、133頭減少しているところでございます。

○8番（倉本 豊君） 肥育牛が増えております、繁殖牛が一番、湯前の農家、畜産農
家の戸数も多いわけですが、ここが相当減っておるということで、まずその肥育牛が増
えた要因について伺います。

○農林振興課長（高橋 誠君） 肥育牛の1戸増加した理由は、法人の方が、1社追加と
いいですか、増になってございます。

○8番（倉本 豊君） 1戸増のその法人ですね。しかしながらですね非常にその247頭
増えとるということは、既存の5戸の農家それぞれの頭数も増えているのかなというふ
うに感じました。問題はですね繁殖牛の方が減っておられる。それから、酪農が1戸減
で、頭数は7頭しか減らないんですが、1戸で2、30頭はやはり持っておられたんではな
いかなと。であるならば、他のところがカバーといいますか増頭されておると、いうよ
うな状況かなというふうに感じたところでした。減の原因について、先ほど課長の方か
ら答弁、ある程度の原因についてはあったんですが、価格の低迷といいますかねそれか
ら、その飼料価格の高騰。いわゆる経営が大変厳しくなっておるというようなことであ
るとするならば、今後の対策、どのように考えられておられるのか。そこについてお尋
ねします。

○農林振興課長（高橋 誠君） 先ほど申し上げました経営農家で申しますと、酪農1
戸の方の減少は、高齢化による健康上の不安を考えられたための理由だと思います。あ
と繁殖経営の3戸の減少については、主力作物への経営転換、または高齢化による健康
上の不安を考えられたものということでございます。その対策ということでございます

が、畜産農家の方の考え方それぞれあるかと思います。今後、主要作物等々の価格等の推移も注視していくところでございますが、それに伴う町の方もですね畜産農家が減少されないで欲しいという考えのもと、あとは畜産農家の減少に、歯止めをかけるもしくは現状維持して、畜産経営を継続していただきたい、そういったところで町の単独での畜産振興補助金の事業等々を7年度も継続していく考えを持っておりますし、より効果的な支援があれば、そちらに見直しを行いシフトしていくというふうな考え方もあろうかと思っております。

○8番(倉本 豊君) 確かに振興補助金も、振興補助金といいますが繁殖牛、それから肉用牛それから乳用牛それぞれに素牛の改良事業であったり、補助金が、してあるんですが、私確か9月の議会だったと思いますが畜産振興補助金の方、予算を相当減額、減額といいますが使っておられなかったことに対しての質問をしたかと思いますが、その要因の1つが使い勝手が悪いのではないかなあという思いもあったところです。それぞれの余りにも優良牛と言うところの部分が強すぎて、補助対象にならないがゆえに導入が進まなかったり、というのもあったのかなというふうに考えておったんですが、その点に関しましてはどうお考えでしょうかね。

○農林振興課長(高橋 誠君) 9月の議会、令和5年度の決算認定を説明したところでご質疑いただいたところでございますが、そのあと農家さんとの協議といいますが、お話を伺う機会もございましたし、農林振興課内でもいろいろと分析といいますが、こういった要因があるのかというのも話したところでございます。7年度の当初予算に向けてですね、やはりこの農林振興課の方でさらにその見直し、というものに、何かできないかということで、協議を進めているところでございます。明らかに何が原因だったかっていうのは、補助金の中身といいますが、そういったものがあるかもしれませんので、含めて協議をさせていただきたいと思っております。

○8番(倉本 豊君) はい。ぜひともですね畜産農家の方々のご意見を聞きながら、見直すべきところは見直していくべきだろうというふうに思っております。そこで先ほど酪農が7戸から6戸に減少したということでしたが、もう1戸、私が聞いたところあと2年ぐらいでやめますと、ということでしたんでもう1戸また減ってくるわけです。減ってくるだろうというふうに想像ができるんですが、その時に私が一番懸念がですね、今度は農地が返ってくるわけですね。相当な面積を借りて、飼料等々を作って、1戸あたりですね、特に酪農は大きいわけですから、そういう方々が増えてきますと、繁殖もそうなんですが、返還がされてくるであろう、その農地の対策というものは、どのように考えておられるのかを伺います。

○農林振興課長(高橋 誠君) 令和6年度、今年度ですが、本町の畜産農家が農地を借り入れして、飼料作付けされている面積が56.9ヘクタールとなっております。これは

畜産農家全体の経営面積の、107.6ヘクタールですから、52.8パーセントが借り入れ農地で使用策をされているということでございます。まず、畜産の廃業等が進むと耕畜連携での、飼料稲の作付などのですね、国の水田活用交付金などをですね、活用した自家飼料の作付バランス等が崩れます。また今まで、飼料を作付した田畑がですね、何も作付されなくなるような遊休農地の発生が進むこと。また耕種農家の農地の有機的な土づくりができなくなることなど様々な影響が出てくるということで、考えております。畜産農家の減少が、経営者の高齢化や健康など、それぞれ今後あるかもしれません。心配するのは飼料価格がこのまま高止まりする、推移するかどうかということもありますが、悪化し続けてですね、経営がさらに、厳しくなってしまう。そういったところは心配しておるところでございます。対策というところでは、借入地の返還、その想定はやはり、我々、農林振興課の方でも対応の必要性を認識してございます。実際、畜産農家以外の方でも返還したいと言うケースも徐々に出てきておる状況でございますので、想定をしなくてはいけません。で、今現在、本町の10年後の農地のあり方、自作を続けられる農地、または貸し手と借り手を表す農地をですね、目標地図ということで策定して、今後、あと3ヶ月後ですけども、3月末までに、地域計画という形で、国に公表したいというところであります。その目標地図を作成するために、今年度2回、7ブロック、について、町内を7ブロックに分けて、地域座談会形式の地域の協議を、地域の話し合いを進めてきたところでございます。議員が言われますように、やはり畜産農家の減少への不安ですね。それと飼料作が減少して、農地が余ってくる。そういった、不安な声も聞かれたところでございます。参加された農家の方も、そういった現状をこの話し合いの中で、共有されたものと我々は思っております。返還される農地についてはこの目標地図、これは毎年、更新していく必要がございまして、この座談会方式の地域の話し合い、これは継続して行って、貸し手と借り手上手く見つけていくようなことで考えております。これ毎年、やっていきます。もう1つ、熊本県の農業公社の中間管理事業とあります。農地の中間管理機構ですね。これも、貸し手と借り手のマッチングを行う機関でございますので、ここは農林振興課と農業委員会、これをどちらとも課題となる、対応策の1つと考えております。

○8番(倉本 豊君) グッドタイミングといいましょうか地域計画が、されるようになりましたですね。私も2回参加させていただきましたけれども、あの中でやはり出てくるであろう農地は、といいますか畜産に限らず私もそうなんですが、例えば80までぐらいして後継者がいないところの農地を誰がどうするんだという話し合いがなされます。その中でですね結局農業はされてませんけれども、退職した方々が結局またそこを受け継いでくれるんじゃないかと、いろんなそこそこの話し合いが出てきてますんで、これを非常に活用して、今後やっていかなければならない。しかしながらそれでも

作り手がない。というところに関しては、私はそこで、町の農業公社だったんだろうというふうに考えております。町の農業公社の方が今リスタートしたばかりですんで、もうしばらく期待はあまりできませんが、そこはやはり、考えながらですね、十分な支援策をとっていくべきだろうというふうに思ってます。それから、県の農業公社の話なんです、あれは貸し手がおって、ここを貸したい、ここを私が作りますと、両方がマッチングしないと、ただ貸しますだけ出しても、農業公社、何ちゅうんですかあれはしてくれませんので、あそこはただ単に貸して借り手のマッチングをするだけ。としか私は思ってますんで、あまりあそこは期待できないのかなと。あそこを通すと、いろんな補助事業等々が絡んではくるわけですが、あそこに期待はできないだろうと。それよりも、やはり町の農業公社であろうと、いうふうに考えております。今までの部分の中で、町長の見解を1回聞いておきましょうかね。

○町長（長谷和人君） 実は私も今倉本議員が冒頭、今回選挙によって、各集落を回られたということで、畜産農家の現状あたりも相当聞かれてきたというお話をされたんですけども、私も振り返りますと、実は令和元年に、そういうことを行いまして、もう全く同様なお話を聞かせていただきました。私の場合は簡潔に申し上げますとタバコの方でございまして、もう、来年には返すと。ということで、現実それはもうその通りになったということでございまして、その時に聞いたのが、農業公社の存在でございました。その時にはもうすでに農業公社、弱体化しておったところでもございまして、そのためには、これを努力してくれんと。お前は応援せんぞと。そういうふうなお言葉もいただきました。そのあとにもですね、そういうお話を聞かせていただきました。ですので1期目、新型コロナウイルス感染症がございましたので、途中時間がかかったんですけどもようやくリスタートが始まったというところでもございます。公社の話をちょっと深掘りさせていただくところでもございますけども、現在、リーダーでございます事務局長が不在であるということで、現状、その部分をですね、何とか確保したいなと思っておるところでもございまして、理事会の中でも、その候補もですね、何人か拳がりましてその方々にもいろいろ、お願いしたりしたんですけども、なかなかうまく返事が返ってきません。それが今、現状となっておりますのでございます。このことはですね、しっかりと前を向きながら対応していきたいというふうに思っております。加えまして支援をしていただくというふうなお話を伺ったんでその話もさせていただくところでもございますけども、今回いろいろ3年間の中期計画も立てさせていただきながら、今支援をさせていただいております。農業機械も支援していただきまして、動き始めて、徐々にございますけども、利用もしていただいているという現状もございます。ただ申し上げるとともに、人材不足というところがございまして、しばらくの間、しばらくの間というのがどこまでなるかって言ったらちょっとよくわからないんですけども早めにですね、

その体制が整えるような整備をしたいというふうに思っております。それから一番最初のご質問に帰るわけでございますけども、やっぱり畜産農家がこれだけやっぱり衰退するというのはやっぱり私も危機感を持っておりますし、これまで経済対策でございますか。令和4年、それから5年、これ繰り越しの事業となっております、国の経済対策交付金ですか。飼料価格高騰支援金、これらも行わせていただいております、私としてはですね、厚みを帯びたような形でこれまで支援してきたというふうに思っております。それからこれも、畜産農家から今年の総会の中で、私に要望がございまして、県知事の方にも要望しておりますけども出口戦略、畜産農家が非常に苦しんでおると、60万割ってですね、非常に経営も厳しいというふうなお話を聞きましたのでそこはもう直でそのまま知事をお願いいたしまして現状等はこうなってるということで、球磨郡の町村会への要望のときにですね、私はこのことをですね申し上げておるということで、畜産ばかりではございませんけども、農業全般にわたってですね、一生懸命頑張らせて、持続可能な農業をですね、目指していきたいというふうに思っているところでございます。ちょっと長くなったところでございますけども以上でございます。

○8番（倉本 豊君） 町長として、いろいろ要望等をされておりますし、まずは国の農政の問題が絡んでくるわけですし、それはそれとして、でも湯前は湯前の実情があるわけですので、そこを、やはり湯前の町として対策ができる対策は、打っていくべきだろうというふうに私は感じたところでございました。そこでですね、私これだけ畜産農家の方々がは、きつくなってきたと。1つの要件、その要件の1つとしてですね、鳥獣害による被害が1つ、どの程度のパーセントかわかりませんが1つの要因としては考えられるのではないかなというふうに、思っております。もう要旨の2に入っていきますけれども、その鳥獣害についての対策もなんですがその前に、今現在、毎年私のところも被害の状況調査が入るわけですが、集計はされておられると思いますが、どのようになっていますでしょうかね。

○農林振興課長（高橋 誠君） 本町においては鳥獣被害防止対策協議会による被害調査を実施しておりますので令和5年度の調査結果を申し上げますと、イノシシ、サル、シカあるんですが、水稻の方では19.8アール。豆類で0.2アール。雑穀で45アール。果樹で46.6、飼料作物については20アールの報告で上がってきております。その他、含めまして合計で138アールという報告でございます。報告の調査でございます。この調査は報告されてきたものだけですので、報告されなかった被害も多くあろうかと、あるはずですよ。考えられますが、私ども農林振興課で把握しているデータでございます。この中で一番多いのはやはり飼料作物への被害は、イノシシによるものがすべてでございます。令和5年度の農作物被害調査、先ほど申した面積でございますけども、それに対

する被害額では、79万7000円。全体ですね、なんですが、飼料作物は、3万7500円の、被害報告でございまして、全体では79万7200円ということでございます。

○議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午後1時58分

再開 午後2時09分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（金子光喜君） 休憩終わり会議を開きます。ただいま、1つ、畜産振興について、倉本議員の質問の途中です。発言を許します。

○8番（倉本 豊君） ただいま課長の方から、被害の面積それから金額等々の説明がございました。これ多分ですね。10分の1も出てきてないと思います。次、実質の被害からするとですね。そしてまた、金額に換算するというのが非常に難しいところもありますんで、実質どうなのかなと。もう相当な被害が出始めました。といいますのも、あれ何年でしたかね私のところはフェンスを張って、県の補助かなんかだったと思うんですがフェンスを張っていただきました。その時はですね、もう相当、何年間かはもうほとんど入ってきませんでした。イノシシも、シカもですね、ただサルだけは、上きますんで、どうにもならないんですが、これはもう致し方ないといたしましてですね、効果があったんですから、私できるだけ見えるところに、フェンスをもう1回張ったならば、相当軽減ができるのかなというふうに思いましたんで、もうあれ、時間が経ってますんで、新たな県の補助等々は、県か国からの補助はないもんですかね。

○農林振興課長（高橋 誠君） 浜川から辻までの広域、ふるさと農道ですか、の防護フェンスについては、国の鳥獣被害防止総合対策支援事業を活用させていただいて、平成21年と22年にかけて実施したところでございます。これについては金網フェンスと、ステンレス入りタイプの防護柵を設置しております。そのあと令和3年4年、のところで、点検を行って補修を一部やってございます。そういった補修しながら今現在に至っているところでございますが、この鳥獣被害防止対策この事業ですね、これについては、やはり防護フェンスネットの耐用年数等々に更新の可否があるかもしれませんが、追加設置、新たな設置、場所への方は可能かと考えております。これについては、町の協議会の中でですね、しっかりと事業の活用場所の掘り込み、掘り起こしといいますか、そういったものから始めて、被害状況の把握とか、すみかとなっている原因、そういったものを見ながら、重点地区、優先地区、年度別の実施計画というものに、なるかと思いますので、この国の対策事業、これについては活用できるのではないかと見込んでおります。

○ 8 番（倉本 豊君） はい。ありがとうございました。やはり単独となりますと相当金額がかかるかと思えますので、それから既存のフェンスの部分。山に入っていくところのネットの部分に関しては、何回修理しても多分、突き破ったり、倒されたり、ということで、管理も目が届きませんので、そこはまたやり直したほうがいいのかなという感じでおります。とにかく、ネットであれば、ほとんど入ってきませんのでそこからは、ということが前提としまして、まずその補助があるのであれば、私が一番懸念しているのがですね、これ、1つの提案なんです、高沖なんです。高沖で今あそこは畑なんです、あそこに飼料作物とか、いろんな作物を作っておられるわけですが、あそこでもう生まれ育っておるシカや、以前から議長から、写真を見せられましたけれども、親子であそこ連れ添って歩いているような状況でありますので、あそこで何を作ってもこれ、駄目だなというふうに感じまして、実は航空写真で見えますと、大きな道が、何本か通っておるんですが、ここを囲ってやればですね相当な面積が、カバーできるような、フェンスでここを囲ってしまうと、相当飼料作物でも普通の作物でも、栽培ができるというふうに考えましたので、ここをフェンスで囲むようなことを、例えばです、今、鳥獣害の補助事業は単独であります。ただし、そうではなくて、これは申請主義ですんで申請してください。それで出しますということで、今なってるんですが、ここに関してですね。ここに関してっていうんですか結局、町から出かけて行って、その地権者、所有者、それから、この中、地域の住民の方々、含めたところで、先ほど話し合いの、農業委員会がしてる地域計画の話し合いの中でもかまわないかとも思いますが、とにかく町が音頭を取ってですね、フェンスで囲うような事業はできないものか。ということで私は今回提案をさせていただきたいというふうに思って一般質問しておりますので、この点について、まずは課長の考え方をお尋ねします。

○ 農林振興課長（高橋 誠君） 行政主導での対策ということでございまして、農林振興課の方でも積極的に研修会などに参加して学んでいるところでございます。高沖地区に限った農地の所有者、そして、耕作者を集めてのお話し合いの場を設けることは可能かと考えます。ですが、最も大切なのは、その地区の話し合いにリーダー、またサブリーダーというものが、なっただいて引っ張っていただく農家の方、周辺の方が重要かと思えます。その中で、ソフト的な対策、ハード的な対策を、町の補助事業であったり、中山間地直接支払いの事業であったり、先に申しました、国の総合対策支援事業、に取り組むなどをしていけると思っております。中山間直接支払交付金の方でネット張られる仕組みになっていることは議員もご存じかと思いますが、過去ですね、令和元年度に、古城地区の高沖地区をはじめですね、中山間地直接支払交付金の事業に取り組んでいない、4つの地区、高沖を含めて4つの地区の、候補の地区説明会を行ってきただけでございます。この高沖地区の農地、合計 30.8 ヘクタールでございます。地目は畑

ですね、筆数が大小合わせて、477 筆と、かなり多い農地の地区でございまして、説明会を行った当時ですね、令和元年度を耕作者の中でも、認定農業者は 14 名ほどのようでしたが、出席されたのは 5 名ほどだったということを伺っております。現在でもこの高沖地区に限っては、中山間地直払いの事業に取り組みまで至っていない状況でございます。必要であればもう一度この耕作者、農地の耕作者ですね、と農地の所有者を集めた同様の説明会を行うことなどですね、集落協定の可否も合わせてですね、鳥獣対策の方法も、集めていただいた方と、みんなで一緒に考えていくべきだなということで、考えられます。必要であれば、熊本県のですね、アドバイザー派遣の事業も活用できるということでございますので、そういったものを含めて、今後どうこの鳥獣対策に向かうのか。対策に向かうのかというのを話し合えばいいかと。考えております。

○8 番（倉本 豊君） はい。今の課長の答弁を聞きましてある程度納得はしたんですが、要はですねここをモデル事業としながら、そして他のところの鳥獣害が結局、辻から、浜川まで山つきにはそういう状況が、あるわけでございますんで、ここを 1 つのモデル事業としながら、展開をしていただければいいのかなと、ここが今一番、鳥獣害に対してこの高沖地区は、一番被害を被っておる地区ではないかなというふうに考えたもんですから今回の一般質問してるわけですが、そういうことで県のアドバイザー等々も含めながらでいいんですが、要は向こうから来るのを待ってるのではなくて、こちらから出かけ仕掛けてやって、そしてそういう機運を作っていただけるのであれば、こういう補助もありますんでこう、こうやっていきましょうとか、どういうんですね待っとるんじゃないなくていく、行政から仕掛けてやる。そこら付近が私は大切に、先ほどおっしゃられた 5 人しか来られなかったと。確かにそうですよ。多分ですね。待てるだけでは、だからずっと発信をしといて、そういう会合を作るとか、さっき言いました地域計画をここでするならば、その中でそういうことも、こういう事業がありますんで、取りかかってはどうでしょうかとか、そういった方向でやっていくならばいいのかなというふうに私は思ったんですが。これについて、私の仕掛けるべきだろうということを含めて町長のご見解を。

○町長（長谷和人君） 今担当課長が申しましたように、これまで、この高沖地区に対しましては、地区説明を行っておるということでございました。特にここの特徴は、筆数が非常に多いと。いうことがネックだったのかなと当時のことを振り返りますとですね、非常に出席者が少なかったということでございますので、今倉本議員がおっしゃいました、こっちでの待ち受けじゃなくて、行政が出て行って、出前の座談会をしてくんかというお話でございましたんで、これ今一度ちょっと見直しを図らせていただきましてですね。今おっしゃってる、いわゆる鳥獣被害があつてという現状がございしますので、そこについてはちょっと対応させていただければというふうに思っておるところ

でございます。なおこれに関してでございますけども、やはり、冒頭、質問がございました。今、農業委員会と農林振興課でやっております。いわゆる地区の地図ですね、再生地図ですね、これもやっぱり連動させるべきのかなと一緒にいっぺんに総合的にやったほうがいいのかなというふうに思ったところでございます。以上でございます。

○8番(倉本 豊君) ぜひそういう取り組みをしながらですねしていきますと、他の地域へも波及していくんではなかろうかなというふうに思っておりますんで、ここのところはもう、是非ともそういうことでやっていただければと思ってます。それから、もう1つ、鳥獣害に関して気になったことがあったんですが、この前旬報でしたかね。檻の貸し出しをしますと、いうのがありまして、これ確か、小さいおりだろうと思うんですが、これについてちょっと説明をお願いします。

○農林振興課長(高橋 誠君) 最近アナグマによる作物の被害が多くなってございまして、山つきだけではなく、この里といいますか、下の方にも住み着いておりましてその被害がっております。これは農家以外でもやはり迷惑しているような獣といいますか、害獣でございます。湯前町の小型箱わな貸し出し事業を設けまして、3つの箱といいますか、持ってまして、申請があった場合、貸し出しを行うことにしております。理由はですね、年間通じて、夏場、冬場関係なく、少人数でございますが、出てきております。数についてはちょっと今手元にありません。

○8番(倉本 豊君) これ確か、アナグマとか、ムジナ等々のための、わなかと思いますので、これくらいのやつかな。例えばそれにたぬきがかかった。猫がかかった。猫の場合離せばいいんですが、たぬきは確か。駄目でしょ。あれ、猟免許持っとらんと。駄目なはずですよ。じゃないんですかね。考えられるとすればそういうアナグマとかムジナならいいんですがたぬきがかかった場合どうするのかなとかってちょっと思ったもんですから、そこについてはどうなっておりますかね。

○農林振興課長(高橋 誠君) 申請されてくる方の申請書を見ますとアナグマだけしか書いてありません。ただ、そのためにお貸しして、たぬきが取れたとか、そういったものはわかりません。何がとれたかわかりませんけども、アナグマが取れているんだらうということだと思います。許可がおりているのはアナグマだけ権限委譲されてるのがアナグマだけが捕獲していいよということでございます。たぬきについては、許可は出ておりません。自己処理という形になろうかと思います。

○8番(倉本 豊君) はい。深くは追及しませんが、多分そういうことも起き得るということはあろうかと思います。参考で、今本当に晩に車で、あんまり私はこれまで、回っていくことはありませんが、時々行くときには結構たぬき、アナグマと、またイタチとかですね、そういうのが、頻繁にちょろちょろとされておるわけですが、こっこの街中といいますか、こっちの方まで、そういうことであるならば、もう少しその3個で

なくて、要望がなければ、ということもあるんですがその周知もあろうかと思えますんで、できればもうちょっと数もふやしてもいいのかなと、いうふうに思ったところでした。それからもう1点ですね先ほどの鳥獣害の地域が山つきという話の中で、フェンスといいますかフェンスを越えて入ってきたやつは今度は出て行かんとですよ。だから今猟友会にお願いしてわなをかけていただいておりますが、逆に今度は罠もかけれないところもございます。それから、そういうことからすると、今猟友会の会員の方が自前で、設置されている箱罠ですよ。あれについて、例えばですよ、町で、例えば10個なら10個買って、それを猟友会に貸し出す。そして、そのかわり山に持っていくんでなくて、罠をかけれないところがいっぱいあるわけですね。だからそういうところに、設置するための貸し出し、は考えられないかと。ということで1つご提案をさせていただきますが、その点について、見解をお願いします。

○農林振興課長（高橋 誠君） 今現在、猟友会の方17名おられまして高齢化されている中で、そういった、有害鳥獣といいますか、その中で苦労されながら捕獲をされている状況でございます。言われるように今、イノシシ等はですね、えさを探して里におりてきている状況で、そこに住み着いている状況も多々あるところで、相談も受けているところでございます。今現在のですね、捕獲方法別。くくりわなと、箱わな、銃、この3つあるんですが、イノシシだけ申し上げますと、令和5年度については、くくりわなが202頭、箱わな57頭、銃が2頭というふうな割合になっているようでございます。現在では、くくりわなによる捕獲が多いようでございますが、猟友会の総会等がですね年1回なんです、その他の集まりなど話を聞く機会が少のうございまして、今月、12月にはですね、この鳥獣被害防止対策の協議会を開催する予定でありますので、詳しいご意見を聞きたいと思っておりますが、その貸し出し用のわなを行政の方で買って、という予算化する前に、まずは猟友会の皆様が保有されている箱わなの状況、保有状況ですね、不足しているかどうかもちょうと考えさせていただきご意見いただき、聞きたいなと思っております。また箱わなを多くすることで効果が見込めるのかというのも併せて協議させていただきたいと思っております。山林ではなくこの里におりてきた、農地などに、農地の周辺ですね、設置する場合はこの設置する場合、また、民家に近いといった場合もあります。公道ですね、農道を含む公道への設置の場合に、鳥獣法などで禁止区域とされる場合もありますので、そういった場合のことも考えまして慎重に検討する場面もあろうかと考えております。

○8番（倉本 豊君） これですね、実は隣の話であつたんですが、1つの例としてですね柿の木の実が落ちたのを、イノシシが食べに来て、そこら辺を掘り返してですね、牛の運動場なんかだったんですが、ちょうど親戚の方が猟の免許持っておられる方がおられて、ここはわなかけられんと。かける場所がないといいますか、丈夫な木とか何とか

にもとくくらんと駄目とか、いろんな状況はするところはもう箱しか駄目ぐらいと。いうような状況があったんですね。であるならば、あのとき箱がすぐに来て、設置ができておれば、多分かかったのではないかなと。これすぐかかりますという話をされたものですから、罠をかけれないところは、箱わなを設置すればいいんじゃないかなと私は単純に考えたものですから、であるならば、私もちょっとネットでとといいますか携帯で見たところ、五、六万ですよ、安いのは。10 買っても 50 万ぐらいですよ。例えば 10 個ぐらい、町が持つといてそれを貸し付けて、すればいいのかなというふうに思ったものですから、猟友会の方々の箱わなはほとんど山に置いてあると思います。ところが、山も山で、今度は災害によって行けなくなっている。もう奥の方に置いたまま、何年間かというような話も聞きますし、里の方にはほとんど箱わな持ってきておられないような状況じゃないかなというふうに、思ったものですから、町が買って貸し付けたほうが早いんじゃないかなというふうに、思ったものですから、今の質問をしております。これについては町長はどう思われておりますですかね。多分ですね、あんまり高額にはならないと思います。その 20 も 30 も 40 も用意しなさいじゃないわけですから。

○町長（長谷和人君） 先ほど箱わなあたりとそれから捕獲量でございますか。説明したところでございますけども、多いのはくくりわなという実績もございました。早期に箱わなを付ければ、捕獲もできたという例も、今示していただいたところでございます。担当課長が先ほど説明しましたようにまず今回ですね、猟友会の総会がありますので、その中でお話をちょっとさせていただければというふうに思っております。それから高額であるのかどうかということも入りますけどもそれは今ちょっとお話聞いたんですけども、補助対象になる可能性もございますので、そこら辺をちょっと調べさせていただいてですね、対応していきたいというふうに思っております。要はどんな形にしましても、有害駆除をやっぱり減らすという、これ農家にとってはですね、あくまでも被害がやっぱり大きくなるということがございますので、それについてはちゃんとしっかりと対応して参りたいというふうになってると。以上でございます。

○8 番（倉本 豊君） はい。いろいろ申し上げましたけれども、時間がですね、これだけで 1 時間ぐらい過ぎましたんで、次に参りたいと思いますんで、畜産振興については、これにて一般質問を終わりたいと思います。

○議長（金子光喜君） 一つ、畜産振興について、倉本議員の質問が終わりました。これより、関連質問を許します。

○6 番（森山 宏君） 鳥獣害について倉本議員の方から質問があったようですけども、この狩猟のわなですね、罠っていうのはこれは狩猟免許を持ってないと今さっき言われた多分、民地にはできないんだろうなと思いますけども、質問の主旨はですね、わながっていうのはかけれる範囲というのが何か、鉄砲の場合は、どこどこ以上で、どこどこ

からどこどこまでしか駄目、水平うちは駄目、民家の近くは駄目とかいうのがありますよね。わなっていうのもその範囲という、山ならどこがかけちゃったよかっていう規定か何かがあつとですかね。それとわなっていうのは、1人どこまでっていう個数が決まってると思いますし、人間が見たときに、罾があるよっていう印とかなんかが、何かしとかんばんっていう話も伺ったんですけども。その確認ですけども、現状どうなるのでしょうか。

○農林振興課長（高橋 誠君） 議員お見込みの通り狩猟はどこでも自由にできるわけではないということで、鳥獣法の方で禁止されている場所がございます。具体的には、捕獲規制区域というものがあまして、鳥獣保護区、社寺、境内とかですね、あと墓地休猟区、公道、農道含む公道などが、その区域になってございます。わな猟の場合は、公道以外のところに設置されても、かかった獲物が公道に出る場合、これも禁止になっております。かけていい場所に印て言いますかね、その表示をしなくてはいけないということになってございます。いろいろ鳥獣法の方で、わなのかけ方表示の仕方等が規制されておまして、またお1人、数の方はちょっと把握してませんが、規制もあったかと思っております。

○7番（味岡 恭君） 倉本議員の方から役場で買って、貸し出せばということだったんですが、それはちょっと不可能だと思いますので、やはりわなには補助金出した方が一番いいと思うんですよねっていうのが、くくりわなにしても、相当費用がかかるみたいです。話聞けば、1回かかった場合にワイヤーが延びてしまって、2回目使えないと替えないかんということで、くくりわな自体は、それにこれは何とかだと、パイプがいろいろいるらしいですから、かなり費用がかかるからということで、補助金制度を設けて、それからの方がいいのかなと思います。その付近についても再度町長に、その補助金の制度さっきちょっとあるような話もあったんですが、再度お尋ねします。

○町長（長谷和人君） 先ほど私国の補助金もあると。箱わなに関してということでございましたんで、国の鳥獣被害防止総合支援事業というものがあるということでございます。この鳥獣被害防止施設の場合については2つございまして、1つ目が直営施工の場合について、いわゆる農家や住民が参加して、設置作業を行う場合、それに対する定額が補助されると。それ以外については設置まですべて請負業者に出すということで、補助金が2分の1ということで、補助事業で対応ができるということでございましたので、こちら辺もちゃんと制度を利用するならば、いくつ買うかどうかは別にして、金額もどこをどれだけの金額がかかるかわかりませんが、可能ですねということで先ほど倉本議員には答弁したところでございます。

○議長（金子光喜君） 今の答弁でよろしいでしょうか。ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、畜産振興についての関連質問を終わります。

次に、一つ、スマート農業の取り組みについて、倉本議員の質問を許します。

○8番（倉本 豊君） はい。スマート農業の取り組みについてということで質問を始めていきますが、この質問のきっかけがですね、これ町長にお尋ねしますけれども、何回か一般質問、或いは総合戦略等々で、スマート農業という言葉が出てきておりましたので、町長が考えるスマート農業とはどういうものなんだろうかなあということが発端ですので、まずはそこから伺いをしたいというふうに思います。

○町長（長谷和人君） まず私がこのスマート農業のお話をさせていただきましたのが、私令和元年とともに、町政を担わせていただいているところですが、このときの所信表明の中にこのスマート農業というのを挙げさせていただいております。大きな意味合いといたしましては、今の質問にも入っておるところでございますが、農地の流動化ということで、いわゆる農家人口が減っていると、担い手農家が減っているということで、これに見合うためには、新しいやっばり、基盤整備なり、そして機械化の導入が必要ではないかということで、当時は生産規模の拡大や、作業の機械化、それから生産設備の導入や、更新を支援するために、補助事業への取り組みや既存の町独自の支援制度の拡充などを検討するとともに、本町農業におけるＡＩなどの最新技術を活用するスマート農業の可能性を調査、または実証実験などによって、調査検討して参りますということで、第１弾として述べさせていただいたところでございます。その後幾つか一般質問の中にもですね、このスマート農業が質問がございましたので、その時に今に関するようなお話を実はさせていただいているところでございます。以上でございます。

○8番（倉本 豊君） はい。あんまりよくわかったような、わからないような・・・。
まず課長。スマート農業の定義から、お答えください。

○農林振興課長（高橋 誠君） スマート農業の始まりでございますが、タブレットの方の参考資料の方にも載せておりますが、平成 25 年に国の農林水産省の方で始められておるようでございまして、農林水産省の方は、農業かける先端技術イコールスマート農業と定義されております。これはロボットＡＩ、ＩｏＴ等の情報通信技術を活用したスマート農業技術によって、農作業の効率化、農作業における身体の負担軽減。農業の経営管理の合理化による生産性の向上ということが書かれております。いわゆるロボット技術等々を使いまして、そういった選択肢を使った農業で、効率化を図っていく。また、今後、衰退していくであろう農業のですね、現状をストップさせる。衰退をストップさせる新たなツールとして認識しております。

○8番（倉本 豊君） という、今、定義が示されましたが、結局、将来に向けて後継者が少なくなっておりますし、農地の維持が先ほどの畜産のところにも申し上げましたけ

ども維持できづらくなっていく。というふうに考えたときにですね、町と対応として、対応が求められるというふうに思っております。だから、農業公社であったかというふうに思っておりますが、最終的な農業公社のですね、1 回ぶり返しますが、町が一生懸命、町長一生懸命人員を探しておられるようですね、理事長、これについての今までの取り組みといたしますか。今までの経緯経過含めて、ちょっとそこも一応、再度お尋ねをさせていただきます。

○町長（長谷和人君） 今の質問は、理事長として、今までの経過というお話でございました。先ほどのちょっと答弁ダブるかもしれませんが、令和元年から、私が今町政を担わせていただいておりますところでございまして、今、5 年経過して、6 年目になるところでございますけれども、その時点ですでに農業公社、人員が減ろうとしておった時代でございまして、結果的に、公社の組織自体はもう弱体化した状態で、私が受け継いだということで、端的に言っていいだろうというふうに思っております。その後選挙のときに、そういうふうなお話を受けまして、農業公社残さんばんばい、ということの結論に達しまして、約 2 年かけてですね、各農業団体からお話を聞きながら、その中で大変厳しい言葉もいただきました。最終的にはまとめていただきまして、リスタートしようと思ったんですけども、コロナということで結果的に、4 年ぐらいだったですか、リスタートかかるのに、かかって今 2 年経過したというところでございました。それで理事長ということでございますけれども、やはり農業公社を担う、職員が今不在であるということでございます。中期の計画の中にも、この言葉の中に事務局長の、いわゆる採用といたしますか。これがうたわれておるということでございますので、これも理事会の中で、その候補者を見つけながら、実は私の方も動かさせていただいておりますけれども、なかなかその人材を、確保することができないということで今までに至ったということでございます。それと当初リスタートのときにですね、今現在、分けて事業をやっておりますけれども、多面的な機能と農業公社を合体したらどうだろうかというご意見もございましたので、それも一緒に動かそうとしたんですけども、それも結果的にはできなくて、今単体で農業公社を動かしているというふうな現状もあるところでございます。なかなか、人がいないということが、今現状の課題であるということで、お答えさせていただけるというふうに思っておりますのでござい。以上でございます。

○8 番（倉本 豊君） えっとですね結局、後継者がなく、先ほどと同じですね、農地の維持が難しくなっているということでの農業公社の役割が求められておると。いうようなところでの再度の質問でございました。ちょっと駆け足でいきます。私若手の農家の方々から数名からお話を伺ってきました。その中でスマート農業の話をちょっとしましたらですね。1 つには水稻を 1 人で多く栽培するときに、前、実証実験で田上の方にされました水口と落水の方のなんていうんすかね多分スマートホンで、開閉をされるよう

なことをするとかなりの面積、水管理をですね、そういうことでできるならば、かなりの面積が、1人でもつくれるであろうという、話を伺ってきましたんで、ここでちょっと副町長にお尋ねなんです、田上の方で、実験事業でやられたときのトップで確か副町長おられたとっておりますんで、その経過を少しだけお話いただければと思います。

○副町長（清藤浩文君） 湯前町で県のモデル事業で取り組みましたのは、もともと流域治水の一環でですね、田んぼダムということで、取り組んだんですけど、これは今議員からあったスマート農業の実証にも使える機器でございまして、具体的にはですね今お手元のタブレットにも資料が掲載してあります。2ページ目にスマート農業の技術っていうのが表形式で載ってると思うんですけども、そのですね、水管理システムというのが、ちょうど中ほどにあるかと思います。要は、用水側と排水側にですね、スマートフォンで操作できる自動的に給水する機械と、それから排水側にですね、自動的に排水操作ができる機械を両方に設置してですね、これによって、水管理の省力化を図るという新しい技術を導入して実証実験をやったものでございます。先ほど言いましたようにもともとですね、田んぼダムが目的でしたので、雨が降ったときにですね、あそこに一気に水を溜めて、下流側に出ていく量を、時間差を持ってですね、貯留効果を発揮しようということで、実証実験としては洪水時のですね、下流への負荷軽減を図る、これがどれくらい効果があるかっていうのを、実測しながら、調査を行ってきたものでございます。その一環でですね、ここにもあります通り、水管理の省力化も図れるということで、関係農家の方々にはですね、営農にかかった時間、水管理にかかった時間、それから排水操作にかかった時間がですね、慣行と比べてどれくらい軽減されましたかというような聞き取り調査も併せてですね、行っております。今回、そういう機械を入れてやったんですけども、残念ながら、実証実験が終わった後にですね、機械については、撤去を今しております。関係の農家からあった意見としてはですね、非常に操作性で、ちょっと機械がですね、太陽光発電で蓄電した電気です、モーターを動かして、蓋の開け閉めをする機械になっておりまして、トルクが少し弱いということでですね、開閉の時間が非常に時間がかかる、それからゴミが引っかかるとですね負荷がかかって動かなくなると、というようなことがあって、1つはスマートフォンで見ても、実際現場で開いてるかどうかがよくわからなくて、わざわざやっぱり現場に見に行くということで2度手間がかかってるということを言われる。それからご年配の方々がですね、ちょっと操作の仕方がよくわからんというようなことも言われたと、というような経緯もある。それから、通信機器を使いますので、中継機器を向けてですね、あそこで、30枚くらいあって、60基くらい入れて、操作をするもんですから、中継基地を設けてですね、電波の送受信をやったんですけど、これが年間の維持管理費が5万円くらいかかるということで、将来的にこれの負担をどうするかというような課題もございました。それから、一

方ではですねメリットとしては、スマートフォンで今の水位、それから開閉、そういった作業ができるので、非常に楽になったという若い農家の方々もいらっしゃいましたが、なんていいますか。結果的には実証実験が終わってから、やめてしまったというようなことです。このスマート農業という考え方でいくとですね、先ほどあったように、1人で、例えば10ヘクタール20ヘクタール。枚数にして50枚100枚の田んぼを管理するようなことになれば、スマートフォンでどの田んぼが今どういう状況にあるかというのがすべて管理ができますので、将来的には非常にいい技術じゃないかということで、米とか、そういう方を中心にされる方ですね、今後導入をやっていった方がいいんじゃないかというようなご意見もいただいたところでございます。簡単な経緯は以上でございます。

○8番(倉本 豊君) はい。ありがとうございました。結論から言うと多分、経費、が高くなるわけですから、とか、先ほどのそのモーターの場合とか、もう今後改良はだんだんとされていって、単価も下がってきてというような、多分AI関係でいきますともう日進月歩でいくわけですから、そういうことに、世の中がだんだんと、なっていくんじゃないかなというふうに、感じたところでした。それからですねもう1つ言われたのがですね、あぜ草ですね。今の農業公社にも、あれモアのリモコンのやつがタイヤのやつがあるかとも思うんですが、今はあれではなくて、キャタピラーでないタイヤの場合はつこけていくとですね、やはり設置面が少ないもんですから、それを、どう、そういう導入の方がいいんじゃないかとか、或いはそれをするためには1割の勾配を、1割5分ぐらいに緩くしてやらんと、なかなか難しいと言うようなこともございました。そういう話もございました。私も考えたんですが、夏場の草刈が一番のネックでして、これを解決するには、そういう、あぜ草刈をですね、モアのリモコン式で、刈ってやると。皆さん相当軽減になるんじゃないかなと。いうふうに思ってますんで、そういうことも1つとして考えていっては、いてもいいのかなと、いうふうに。考えたんですが、現状はですね、1割を1割5分勾配にすれば、中の面積が当然減ってきますんで、草刈を自分で買うとするならば、少々減っても、という考え方も当然できるんじゃないかなと。ただその時に、どこの金を使ってやるのかちゅうのもありますし、ユンボを借りながら、つき直していけばいかなければなりませんので、ところが今度はあまり高い畔ですとですね、勾配をつけ直すといっても、相当な経費がかかっていきますんで、そういうところは逆に防草シートかなんかで、していった方がいいんじゃないかなというふうに、考えられますので、防草シートを張るには、一般質問でですね、西議員の方から、防草シートの一部補助も考えられるんじゃないかというふうな、一般質問でもあっておりますが、そういうことも一応考えられるのかなあというふうに思っております。この畔の草刈りについてですね公社は今、普通の手で持つのが3台ぐらいですかね。そしてリモコンのやつがあるわけですね。で、リモコンのやつは多分今の畔には、対応できな

いだろうと。栗園とかそういうところは、大丈夫だと思います。そういうときのその補助体制をですね、もう今から作っておく必要があろうかと思いますが、現行の補助事業等々で対応ができるのか。

○議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午後 3 時 0 6 分

再開 午後 3 時 1 5 分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（金子光喜君） 休憩終わり。会議を開きます。ただいま、「一般質問」、スマート農業の取り組みについて、倉本議員の質問の途中です。発言を許します。

○農林振興課長（高橋 誠君） 議員の方から、畦畔関係のロボットをリモコン草刈ですか。そのご提案があったところでございます。それに伴う畦畔の角度といたしますか。そういったものもご紹介されたところでございます。タブレットの方でいきますと、主なスマート農業技術ということでいくつか例を載せておりますがその中でも、ロボットの草刈り機の方がご紹介されているようでございます。このスマート農業機械、この畦畔草刈り機も含めてですね、町の方では、中心経営体農業機械導入事業、についてでも購入は可能かと思っております。あともう1つですね、タブレットの方で見ていただきたいのが、中山間地域直接支払制度の概要、これに加算措置であります。これは通常の交付金にプラスアルファで加算できるもので、の生産性向上加算、これについては、新設されているもので、10 アール当たり 3000 円。ここに紹介しているのがドローンの防除または自走式草刈り機の導入、こういったものも共同で使うならば、加算措置ができるというふうなメニューになってございます。一応そういった補助制度としては、充実したものかなと思っております。

○8 番（倉本 豊君） ある程度の充実があるというふうなご答弁でしたので、これについてもまた、詳しくお尋ねしたい部分もありますが、今日は、これぐらいにしまして次にいきます。もう1つが先ほどちょっと課長触れられましたこのドローンの導入でございまして。現在無人ヘリで予防がなされております。それから、ドローンは本町で2人。ドローンによる予防が行われております。昔、かなり前にですね、無人ヘリの免許に関する、補助事業があったかと思いますが、それについてちょっと、私記憶が曖昧でありますので、説明をお願いしたいと思います。

○農林振興課長（高橋 誠君） 農業用無人ヘリの操縦資格取得の補助ということで、当時の資料が乏しいのですが過去、農業経営振興補助金というものがあまして、補助率2分の1でございましたが、この補助金の目的としては振興作物への支援。また農業経営向上目的での研修費用等であまして、平成17年頃でしたが、農業用無人ヘリコ

プターの操縦資格取得の費用に補助金を支出した実績があるようでございます。金額につきましては当時の資格取得で、取得費用が26万円ですので、その2分の1ですから13万円の支出をしているということです。

○8番（倉本 豊君） はい。私が議員になったころもありましたんでそこで何年間かは、あったように記憶をしております。大変いい補助だったなあと今も思っておりますし、今後もですね、今後無人ヘリでもいいんですが、今後はスマート農業は、結局ドローンの方に移行をしていくのではないかなと私は勝手に想像しております。であるならば、ドローンの或いは免許なのか資格取得のところで、どういうのかわかりませんが、国家試験の一般免許とはまた、異なっているというようなことでございますんで、機体に対しての免許なんですかねということで、お尋ねして参ったんですが、やはり2泊、3泊しながら、やはり30万程度はかかるというようなことございました。これに対して前あったその法人ヘリと同等の補助はできないものなのかということで、お尋ねをしたいというふうに思います。

○農林振興課長（高橋 誠君） 無人ヘリコプター防除とドローン防除の2つの状況でございますが、無人ヘリコプターの方も、5年度で220ヘクタールほど行っております。ドローン防除につきましても、令和5年度で99ヘクタールの防除ということで、伸びてきております。私も勝手にこの2つの防除はハイブリッドでどちらとも行くんだろと思っております。免許につき免許という言い方ではございませんが、農業ドローンを操縦するには、自動車免許のように、自動車などどれでも乗れるというものではなくて、議員お見込みの通りの機体のメーカー、機体の種類、それに応じた講習を受けて、資格取得をするということでございます。20万円から30万円ほど必要だということを伺っております。資格取得への補助金、町単独補助ということで聞かれ方なのかなと思いますが、やはり夏場のこの異常気象の中で、セット動噴を引いてホースを引っ張って、いる姿をお見受けしております。私も、過去を経験ありますのでそのつらさわかっております。やはり、今後、無人ヘリコプターもそうですが、ドローンの方に頼らざるをえない時代を迎えるのかなと思っております。農林振興課の方では、ドローン機体の購入とか、資格取得を考えている方はどの程度、この町内にいるのかというのをちょっと調査しようやということで考えております。その結果をもとに、補助制度を考えていくとかいう検討しなければいけないんでしょうけども、今、中山間地直払いであったり、集落営農組織、そういったもので、先ほど申し上げました加算措置で対応できる場合もございますので、やはり町の財政支出というよりも、そういった、国県の交付金を優先的に考えていただきたい。集落の中での話し合いってというか、共同防除される方の話し合いの中で、その取り組みをするかしないかっていうのは決まってくると思いますが、町単独の補助金については、そういった国県の支援事業にのらない場合の、補完的な考え方で検

討すべきかなというふうに思っております。また町の補助金の見直しガイドライン、そういったものにも照らし合わせながら、確認も必要かなと思っております。そして農業振興検討委員会ございます。そういったところの意見を参考にさせていただいて、本町のスマート農業など、ドローン防除も含めまして、前向きな協議を進めたいと思っております。

○8番(倉本 豊君) はい。国県の助成をという話でしたが、一番最後のページに、ドローンオペレーター育成支援ということで、補助率が3分の1以内30万円以内ということで上がっておりますが、一般的な機械導入もそうなんですが、県国の補助で、点数制で、というようなことで本町にはほとんど国県の助成は降りてこないような状況がございますが、これもそういうことであるならば、町単独の補助も考えておかなければいけないのかなあというふうに考えておりますんで、そこはまた、検討をしていただきたいというふうに思っております。それで1つだけちょっと私補助の中でですね、懸念してますのが先ほどありました農業委員会がやってます、地区座談会においての、中でですね、親は農家といいますか、農業をしながら、してあるんですがまだ若い子供さんは会社員だったり、極端に言えば役場職員であったり会社員であったり、されておりますですよ。そういう方が免許を取るときには何もこれ当てはまりませんですよ。結局、もう今から先ドローンは若い方で、担っていただいていた方がいいと私は思ってますんで。例えば、40代ぐらいから30代40代の方々が、免許取得されてですね、してやっていただければ、長く続いていきますんで、そこまで考えると、補助要項の見直し等々も考えたらいいんじゃないかなと。といいますのがドローンの免許について言えばですね、ドローンを買って、我が家の経済だけで、ドローンを買う方はおられないと思います。ドローンを買ったならば、やはり周辺の希望される農家の要望とか、これは除草剤散布もできますんで、そういうことでやっていただければ。言うならばある程度の公益性があると。であるならば、そういう方に対しても、取得に対する補助は、してやっていいんじゃないかなというふうに思ってますんで。その点についてのお考えをお願いします。

○農林振興課長(高橋 誠君) 農業者ではない方という想定が難しいんですが、中心経営体以外の方、いわゆる農業所得よりも会社勤めの方の給料が多い方のことを一般的な兼業農家の方、その息子さんというふうな捉え方かと思います。現在の町単独の農業補助金制度につきましては、地域の中心経営体の認定農業者、認定新規就農者、またそれ以外で地域が認めるその他の中心経営体を対象とした制度設計とをしております。これについては、農業用ドローンの技能資格取得費用の補助事業という考え方がありますが、国県の方、補助事業はどうか該当するかどうかっていうのは今からちょっと調べますけども、新たな制度をとといいますか。これを作るということの前に、現在の町単独事

業の全ての見直しにも関わってくるのかもしれませんが、補助金ガイドラインの事業費補助金の考え方をちょっとチェックさせていただきたいなと思っております。事前調査、いろいろあるかと思いますが、農林振興課内での内部の協議、また町長、副町長との協議も必要になると考えております。今後、今提案されました、農業者じゃない方という捉え方の農政補助金としての考え方、これは新しい視点として捉えさせていただきたいと考えております。

○8番（倉本 豊君） そこそこで事情が違うかと思いますが、なぜこれ申し上げたかといいますとですね例えば、まだ30代40代50前ぐらいの方々の後継者がおられる地域もありますし、そういうところはもうできるだけそういう方に担っていただきたい。地区座談会の話でもそういうことになっておりますんで、それはそれでいいんですが、もう全くそういう方々がおられないところが、結局会社勤め等々で、その家の後継者ですよ。家の後継者としてはそういう、そういうことですよ。でも、その方々が将来的にはやっぱり何らかの形担っていかなばいけなくなる。と思ってますんで、そういう方をどうするのかという話でございますんで。早くから手を広げてやっていいのかなと私は思っておりますが、ここはやはりある程度政治判断もあろうかと思っておりますんで、町長のご見解をお願いします。

○町長（長谷和人君） 各集落ごとによってそれぞれの人員体制、いわゆる担い手がいる方、またいない方と、いうところもあるというお話でございました。この点議員のご提案も今回ございましたので、先ほど課長が答弁しましたように、各課で協議をさせますと同時に、農業振興検討委員会の中でもご意見を伺いたいというふうに思っております。担い手不足、農業従事者の減少という大きな問題という定義づけでいいと思うんですけども、弾力的な、柔軟的な考え方で、対応すべきかなというふうに思っておりますので、その分については十分対応していきたいというふうに思っているところです。以上でございます。

○8番（倉本 豊君） はい。最終的にはですね、農地をやっぱり農地として、いかにして守っていくのか、その時に、後継者不足、若者がいなくなっていく。この状況を考えたときにですね、思い切った援助の充実を考えながら、農業政策をやっていかなければならないというふうに思っておりますので、さっきのちょっと力強い町長の答弁を踏まえまして、これにて一般質問を終わらせていただきます。

○議長（金子光喜君） 一つ、スマート農業の取り組みについて倉本議員の質問が終わりました。これより、関連質問を許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで1つ、スマート農業の取り組みについての関連質問を。長谷町長から答弁の申し出がございましたので、答弁を許します。

○町長（長谷和人君） 1点だけちょっと訂正をさせていただきたいと思います。先ほど味岡議員からの今の倉本議員のご質問の中での、追加の質問がございました中で私が申し上げました。国の鳥獣被害防止総合支援事業の内容のことをご説明したんですけども、この内容はですね、正しくは防護柵に対します補助の要件を申し上げたところでございます。この箱わなにつきましてはですねその要件がなく、2分の1の補助があるということでございますので、先ほど説明しました分、申し上げたんですが防護柵につきましてのものを申し上げたところでございましたんで、補助はちゃんとあるということでの追加説明とさせていただくところでございます。大変失礼いたしました。

○議長（金子光喜君） これで一つ、スマート農業の取り組みについての関連質問を終わります。以上で倉本議員の質問を終わります。

○議長（金子光喜君） お諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日12月14日から12月16日までの3日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、明日12月14日から12月16日までの3日間を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は12月17日、午前10時に開きます。

議事は条例改正等を予定しておりますので、御参集願います。

本日はこれで散会します。

- - - - - ○ - - - - -

延会 午後3時37分

第 2 号

1 2 月 1 7 日 (火)

令和6年第9回湯前町議会定例会

〔第2号〕

令和6年12月17日

午前10時00分開議

湯前町議会議場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第93号 | 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第94号 | 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第95号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 4 | 議案第96号 | 湯前町立学校の体育館使用条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第97号 | 令和6年度湯前町一般会計補正予算（第10号）について |
| 日程第 6 | 議案第98号 | 令和6年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 7 | 議案第99号 | 令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 8 | 議案第100号 | 令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 9 | 議案第101号 | 令和6年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第10 | | 議員派遣について |
| 日程第11 | | 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について |
| 日程第12 | | 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について |
| 日程第13 | | 広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について |
| 日程第14 | | 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について |

2. 応招議員

1番	田山幸平	2番	吉田精二
3番	西靖邦	4番	遠坂道太
5番	椎葉弘樹	6番	森山宏
7番	味岡恭	8番	倉本豊
10番	金子光喜		

3. 不応招議員

9番 山下 力

4．出席議員

応招議員に同じ

5．欠席議員

9番 山下 力

6．職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌 信 議会事務局主事 中山 政 人

7．説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	中	村	富	人	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	北	崎	真	人	保	健	福	高	木	堅	介
建	設	稲	森	一	彦	企	画	観	伊	藤	賢	郎
教	育	浅	田		徹	農	林	振	高	橋		誠
課	長					興	課	長				

開議 午前 10 時 00 分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（金子光喜君） ただいまから、令和 6 年第 9 回湯前町議会定例会、第 5 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 1 議案第 93 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（金子光喜君） 日程第 1、議案第 93 号、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日の定例議会、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第 93 号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、マイナンバー法に定める定義規定に項ずれが生じるため、関係する条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 2 ページをご覧くださいと思います。

この条例の制定につきましては、国の法律改正によりまして、第 1 条で、湯前町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、第 2 条で湯前町税条例、第 3 条で湯前町議会の個人情報の保護に関する条例において、マイナンバー法に定める定義規定の中に新たな定義、これは、カード代替電磁的記録の項になりますが、この項が追加されたことによりまして、議案書に記載のとおり、関係する項が一つずつ後に項ずれが生じるため、記載のとおり改めるものです。

３ページをご覧ください。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行することとしています。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第９３号、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第９３号は、原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第２ 議案第９４号 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（金子光喜君） 日程第２、議案第９４号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第９４号、湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の給与に関し、熊本県人事委員会勧告に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） この度の条例改正につきましては、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告の内容に基づきまして、湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

令和6年度の給与改定は、国・県ともに民間企業と職員給与の格差を解消するために初任給を大きく引き上げることをはじめ、若年層に重点を置いて、給料表の水準を引き上げることとしております。ちなみに本町の場合、一般職高卒の初任給が16万6,600円であったものを18万8,000円と改正し、この引き上げ幅が2万1,400円と最も大きく、それから年齢、役職等が上がるにつれて引き上げ幅は小さくなっていきます。

また、期末・勤勉手当、これはボーナスのことですが、支給月数を民間に見合うよう0.1月分引き上げ、4.6月分となります。

2ページをご覧ください。

第1条ですが、令和6年度の取扱いについて規定しています。一般職員の期末手当・勤勉手当を6月期に期末手当を1.225月分、勤勉手当を1.025月分、合わせて2.25月分を支給済みでありますので、12月期は期末手当1.275月分、勤勉手当を1.075月分、合わせて2.35月分支給し、年間4.6月分となることが記されております。

また、暫定再任用職員の期末手当・勤勉手当を6月期に期末手当を0.6875月分、勤勉手当を0.4875月分、合わせて1.175月分を支給済みでありますので、12月期は期末手当0.7125月分、勤勉手当を0.5125月分、合わせて1.225月分支給し、年間2.4月分となることが記されております。

なお、俸給表の給料月額を掲載のとおり改めることになっております。

8ページをご覧ください。附則です。

第1項です。この条例は、公布の日から施行となります。

第2項は、第1条の規定を令和6年4月1日に遡及して適用させる内容のものでございます。

第2条、改正後の給与条例で支払う場合に、改正前に支払った給与は、内払い扱いとするものです。

第3条、必要な事項は規則で定めるというものです。

なお、国の人事院勧告では、令和7年4月から改正となる、扶養手当の改定なども盛り込まれておりますが、その分につきましては、次の3月定例会において、改めて改正を予定しております。

以上、説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 9 4 号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 9 4 号は、原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 3 議案第 9 5 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（金子光喜君） 日程第 3、議案第 9 5 号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 9 5 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 2 ページの新旧対照をご覧ください。

右側が変更前、左側が変更後になります。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更するものです。

別表第 2 ですが、規約第 3 条第 10 号に関する事務、これは住民の交通災害見舞金に関する事務ですが、この事務から「山鹿市」が脱退されるため、組合規約が変更されるものです。

なお、下線を脱退しない菊池市まで引いてありますが、法制執務上、少々分かりにくいですが「山鹿市、菊池市」を「菊池市」に改めるという解釈でございます。

附則として、この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するときは、県下の他の加入団体と同様、同文議決をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 95 号、「熊本市市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 95 号は、原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 4 議案第 96 号 湯前町立学校の体育館使用条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第 4、議案第 96 号、「湯前町立学校の体育館使用条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 96 号、湯前町立学校の体育館使用条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前小学校体育館空調設備改修事業に伴い、冷暖房使用料を新たに設けるため関係条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長に説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育課長（浅田 徹君） 議案第 96 号、湯前町立学校の体育館使用条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、湯前小学校体育館におきまして、指定避難所の整備を目的とした空調設備が設置されましたので、学校外の一般使用に関します使用料に冷暖房費を追加するものとなります。

3 ページ目の新旧対照表をお開き願います。

使用料につきましては、現在別表の中で体育館の使用料、照明使用料を記載しているところですが、これに（3）冷暖房を加え、全面使用の 1 時間当たりで 1,500 円の使用料とするものです。

2 ページ目の改正分をお開き願います。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○5 番（椎葉弘樹君） 全員協議会の席において、人吉市内が 1,760 円、1 時間当たりですね。そして、本町の改善センターが 1,500 円、1 時間当たりとなっております。そこで質問ですけど、小学校体育館 1,500 円の根拠についてお尋ねしたいと思います。

○教育課長（浅田 徹君） 議員ご指摘のとおり、全員協議会のほうで説明しておりますが、近隣の類似施設の冷暖房の使用料というところで、人吉施設が 1,760 円、それから、山江村立の小・中学校体育館で 1,000 円、本町の改善センターが 1,500 円ということでした。この今回整備されたですね、空調設備ですけども、試算ですと 1 時間当たり 1,700 円程度の使用料となる計算となります。それらも踏まえまして、改善センターと同等とするのが一番妥当と考えて 1,500 円としたところでございます。

○5 番（椎葉弘樹君） 改善センターと同等ということですが、改善センターは令和 2 年に改修工事が行われておりまして、その時には条例改正なされておりませんので、そうしますと、改善センターも試算的には 1,500 円程度の電気料で今も変わってないということでしょう。

○教育課長（浅田 徹君） まず、改善センターの光熱水費ですけども、平成 29 年が 182 万 7,000 円でした。その後、平成 30 年 160 万円、令和元年 130 万円、ちょっと光熱費自体が減っておりまして、令和 2 年度が 112 万 2,000 円です。平成 29 年度と比較しますと 6 割程度に落ち込んだところでございます。この時に空調設備を整備しまして、令和 3 年度がですね、光熱水費が 95 万円と、これはコロナによってですね、使用がもの凄く減ったというところで、光熱水費が落ち込んだものと考えております。その後、令和 4 年が 102 万 4,000 円、令和 5 年度に至っては 151 万 7,000 円と、これは電気料がですね、特段上昇した部分が反映されておると考えております。改善センターの整備、空調をですね、改修した際に料金につきましては、しばらく据え置きをしまして、光熱水費の推移、それから冷暖房の使用状況、こういったものを見ながら改正を考えるというところで想定してございましたけども、なかなか、コロナ禍での利用、それから電気料の急上昇ですね、こういったことを踏まえて、今回の改正には、同時に検討することができなかったというところで手数料や使用料につきましては、定期的にですね、改正を考えていきたいというふうに考えております。

○5 番（椎葉弘樹君） ほかの自治体の条例で定めている冷暖房費のほうをちょっと調査してみました。例えば、八代市の場合は、660 円・880 円・1,100 円の 3 パターンということで、本町よりも安い設定となっております。また、菊池市においては、時間当たり 500 円。そして、宇城市のほうは 100 円、時間当たりです。そして、大阪府の摂津市というところは、時間当たり 200 円。また、宮崎県の三股町というところは、昨年度までは無料だったんですが、今年度から 220 円に引き上げられているようです。いずれもですね、本町の 1,500 円より高く設定しているところがちょっと人吉市しかちょっと見当たらなかったんですが、そのあたりは、調査はされているんでしょうか。

○教育課長（浅田 徹君） まず根幹となります使用料・手数料の設定基準というものを制定されている市区町村の資料をずっと見させていただいてですね、この冷暖房費の

考え方、非常にいろんな考え方がございました。今回椎葉議員のように数多くのですね、市区町村の冷暖房費は調べておりませんで、熊本県内、人吉管内で空調設備が整備された体育館というところで、先ほど申しました人吉市立、山江村、それから多良木町ですね、それから球磨村もありました。それと改善センターこの5つで検討したものでございます。

○5番（椎葉弘樹君） これ町長のほうにお尋ねしますが、一応小学校体育館も公設公営の公的な施設となっております。その場合、住民福祉の向上であったり、地域活動の推進、或いは健康増進などの観点を踏まえますと、普通に電気料の試算から導くのではなくて、他町村がやっているような、少し安価な値段設定というのも考えられるのではないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今のご質問がない部分でございますけども、今回改善センターあたりを基にしまして1,500円という想定に至ったわけでございますけども、今のご質問の内容の中でですね、全て町民の方が利用されるので1,500円を取るかということではなく、利用者の実態によってはですね、無料という部分も私はあるんじゃないか、後程、その無料の部分はどういうふうに設定するか、改めてちょっと教育課長のほうから答弁させるところでございますけども、そこら辺はですね、含めながら、今おっしゃっている利便性の向上、また体力向上・健康増進という面から含めますならばですね、おっしゃるとおりの意味もあるのかなというふうに思っております。ただ今回整備させていただきまして分につきましてはですね、最先端の機械も使わせていただいているという部分もございますし、これ公にあんまり言うわけにはいかんわけでございますけども、冒頭先ほどちょっと話した内容の中に、防災の部分も含まれているというふうなところがございましたんで、そこら辺も加味しながら、今回条例のほうの変更をお願いするという形で上程させていただいたというところでございます。今ちょっと教育課長のほうからですね、そういうことで、減免措置あたりが今どこになるのか、そこら辺をちょっと答弁してみたいというふうに思います。ちょっとお願いします。

○教育課長（浅田 徹君） 湯前町立学校の体育館使用条例の施行規則のほうで減免措置を設けております。使用料の減免第4条というところで町及び公共団体が使用する時、それから各種機関及び各種団体がその行事に使用する時、区及び公民分館が行事をする時、その他、特に教育委員会が認めた時とあります。さらにですね、第2項におきましては、湯前町体育協会が使用する場合には、照明使用料の2分の1を除いた額を減ずることができるというところで利用のですね、状況を見ながら、この規則の中でですね、減免措置を冷暖房費まで及ぼせるのか否か、そういったことを考えていきたいと今考えております。今から使用が始まるものですから、どのくらいちょっと利用があるのかですね、ちょっと見通しがつかなかった部分もございます。以上です。

○ 5 番（椎葉弘樹君） 実は改善センターの規則のほうには、減免措置でやるんですけども、そちらのほうは光熱費を除くというふうに書いてあるんですよ、使用料のほうは減免措置があるんですけど、光熱費のほうは減免措置がない。その辺もですね、平成 18 年とか平成 8 年とか、かなり昔の時に定めた減免措置でありまして、こちらの減免措置についても、ちょっと空調設備のほうをどうするのかといったところも今後考えていかななくてはならないのかなと思っています。例えばですね、今回はとりあえず改善センターに合わせて設定したということで、例えば、来年度は使用料の見直し等も入ってくると思うんですね、改善センターの使用料から体育館の使用料、これ全員協議会のほうで私が提言したところで、その改善センターの使用料が元々古かった、イコール学校体育館の使用料も古かった。ということがありますので、そちらのほうも空調を含めて、見直していく必要があるんじゃないかと思っていますが、そこを見直されるっていう前提であれば、この 1,500 円でもとりあえず良いかなと思うんですが、もしその見直す考えがなかったら、ちょっと 1,500 円はちょっと高いのかなというふうにも感じるころもあります。そのあたりをですね、今回、担当課としてはどう考えているでしょうか。

○議長（金子光喜君） 答弁調整のため暫時休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前 10 時 28 分

再開 午前 10 時 36 分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（金子光喜君） 休憩終わり会議を開きます。発言を許します。

○教育課長（浅田 徹君） 先ほどの答弁とやや重複する部分があると思いますが、使用料・手数料につきましては、定期的に見直すものというふうに私も考えております。今回 1,500 円、改善センターと同等ということで先ほど答弁させていただきましたけども、椎葉議員ご指摘のとおり改善センターの施行規則の中ではですね、冷暖房費の減免が今謳い込まれてないところでございます。これらのことも併せて、今回の条例改正をですね、お認めいただいた後に実際に使用が始まっていきますので、使用される団体、それから使用の対応ですね、そういったものに合わせながら、施行規則の中で減免措置の拡充と、そういったことを考えていきたいと、そういうふうに考えております。以上です。

○ 5 番（椎葉弘樹君） 本条例は公布の日から施行ということになっておりますので、規則のほうもですね、そのタイミングがあると思うんですが、この規則についてはいつぐらいから、これも公布の日に合わせて規則のほうも変更されるということによろしいでしょうか。

○教育課長（浅田 徹君） 先ほどからご答弁しているところでございますけども、利用

状況ですね、これをちょっとしばらく観察する必要があると考えております。条例改正後のですね、施行規則の改正は、やや期間を要するものと考えております。以上です。

○ 5 番（椎葉弘樹君） 期間を設けてもらっても良いんですけど、町長の考えとしてはいつぐらいから、その町民に対する減免措置等を検討して、入れていく予定なのかについて町長の考えについて伺います。

○ 町長（長谷和人君） 先ほどちょっと課長が答弁しておりますけど、まず今回の改正させていただいております料金のそれによって使用していただく利用者の皆様ですね、そこら辺の実態を正確に掴む必要があるのかなと。ほとんどの方が町民の皆様方ですね、それぞれの行事諸々のことで利用される場面がかなり多いんじゃないかと。その場合につきましては、しっかりとその減免措置なるものをですね、申請していただいて、活用していただければというふうに思っておりますので、改善センターの分については、見直しをやっぱり早めにさせておきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○ 5 番（椎葉弘樹君） 先ほどの課長と町長の答弁でぜひ検討していただいて、そして、規則のほうもできれば住民の方が利用しやすい料金設定のほうを検討していただきたいと思います。

○ 議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○ 議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○ 議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 96 号、「湯前町立学校の体育館使用条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○ 議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 96 号は、原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 5 議案第 97 号 令和 6 年度湯前町一般会計補正予算（第 10 号）について

○ 議長（金子光喜君） 日程第 5、議案第 97 号、「令和 6 年度湯前町一般会計補正予算（第 10 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第97号、令和6年度湯前町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由の説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,978万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ49億4,583万4,000円とするものでございます。

また併せまして、地方債の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） それでは、事項別明細書を用いて説明させていただきます。
13ページをご覧ください。

款1 議会費、節1 報酬3万9,000円は、先の議会議員改選によりまして議会構成が変更され、議員報酬が不足することになりましたので増額計上いたしました。

節2 給料から節4 共済費にかけて、先ほど御可決いただきました一般職の職員の給与に関する条例改正に伴い、議員の皆様と職員の人件費関係を増額計上いたしました。

なお、款2 総務費以降の人件費関係の増額も同じ理由でありますので、以降人件費に関する説明は省略させていただきますが、年度途中の退職者分の減額、扶養手当の増減、3月までに見込まれる時間外勤務手当などの職員手当等の増額計上も行っているところです。なお、各特別会計等への人件費関係の繰出金も計上いたしておりますが、同様に説明は省略させていただきます。

節10 需用費の消耗品4万4,000円は、図書代ですが、議員必携が改定されたことに伴いまして新たに購入する費用、また、被服購入費7,000円は、新人議員おられますので、議員活動服の購入費を計上しました。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節3 職員手当等の一番下の段、管理職員特別勤務手当1万2,000円は、職員採用試験の追加試験開催に伴います管理職員特別勤務手当を計上しました。節5 災害補償費2万7,000円は、教育課職員の公務中の怪我に伴い、地方公務員災害補償基金から治療に関した費用が振り込まれましたので、受診した病院と薬局に支払うため計上しました。

節8 旅費に普通旅費80万円は、航空運賃及び宿泊料の高騰と災害復旧関係をはじめとする各種要望活動等が増加し、旅費の不足が見込まれますので増額計上しました。

節10 需用費、消耗品費81万円は、コピー機のトナー代や事務用品の価格が高騰し不足が見込まれるため増額計上しました。これまで、コピー機のトナーは価格が安い汎用品を使用していましたが、正規品を使用しないと保証を受けられなくなったこと、また、その正規品も昨今の価格高騰により値上がりしている。また、事務用品も値上がりしているところでございます。

食糧費 6 万円は、各種団体との意見交換会等の増加により不足が見込まれるため計上しました。

節 11 役務費、通信費 2 万 6,000 円は、郵便料金の値上がりにより不足が見込まれますので増額計上しました。

14 ページをご覧ください。

目 5 財産管理費、節 10 需用費 30 万円は、サーバー室の空調が故障し、基盤の取り換えが必要となりましたので、修繕料を計上しました。

目 9 企画調整費、節 8 旅費 39 万円は、令和 5 年度の関東ふるさと会の開催時期がずれ込み、令和 6 年度内に 2 回開催されることになったため、そのための増額分等を増額計上しました。

節 18 負担金及び交付金 85 万 7,000 円は、地方バス運行等特別対策補助金ですが、燃料費及び人件費の高騰分等を増額計上しました。

なお、この財源は、国の特別交付金の対象となります。

目 11 電算情報管理費、節 12 委託料 46 万 2,000 円は、社会保障・税番号制度システム改修委託料でありまして、全国の自治体間で税情報や社会保障情報のデータやり取りを行うため、共通フォーマットに対応するための改修費を計上しました。

項 2 徴税费、目 1 税務総務費、節 8 旅費、1 万 6,000 円は、確定申告時に雇用します会計年度任用職員の通勤手当を計上しました。

目 2 賦課徴収費、節 12 委託料マイナス 123 万 2,000 円は、申告申請手続等の電子化へ対応するための委託料を当初 3 回分を見込んで計上しておりましたが、1 回のみで済むこととなったため、不用額を更正減額いたしました。

15 ページをご覧ください。

項 3 戸籍住民基本台帳費、節 10 需用費 3 万 5,000 円は、戸籍証明書発行用プリンターのトナーの購入費を計上しました。

節 12 委託料 99 万円は、戸籍情報システム改修業務委託料を計上しました。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 12 委託料 16 万 5,000 円は、障害福祉サービス制度改正に伴うシステム改修委託料を計上しました。なお、財源は、国の障害者総合支援事業費補助金で 2 分の 1、金額で 8 万 2,000 円が補助されます。

節 18 負担金補助及び交付金 2 万 1,000 円は、上・中球磨巡回支援専門員整備事業負担金を計上しました。巡回支援に使用するリース車が故障し、新たなリース車の導入に伴う負担増となります。なお、財源は、国の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金で 2 分の 1、金額で 1 万円、県の熊本県地域障がい児童支援体制強化事業補助金で 4 分の 1、金額で 5,000 円、町が 4 分の 1 の負担となります。

節 22 償還金利息及び割引料 6,000 円は、令和 5 年度生活困窮者就労準備支援事業等補助金精算返還金として、実績確定により返還金を計上しました。

目 3 社会福祉施設費、節 10 需用費 100 万円は、高齢者生活福祉センター機械室浴槽系統修繕料として、改修工事を行った後に、サーモスタットやオーバー弁の取り換えなど新たな修繕箇所が見つかりましたので、その修繕料を計上しました。

目 5 後期高齢者医療費、節 18 負担金補助及び交付金 9 万 9,000 円は、令和 5 年度の療養給付費負担金の確定に伴う不足額を計上しました。

16 ページをご覧ください。

項 2 児童福祉費、目 2 児童措置費、節 18 負担金補助及び交付金の上から、湯前保育園運営費 3,158 万円は、公定価格の上昇、延べ利用者数の増、副食費の増による増額です。

2 段目、広域入所運営費負担金マイナス 19 万円は、利用者の減により更正減額しました。

3 段目、慈光こども園運営費 126 万 7,000 円は、公定価格の上昇による増額です。

なお、財源は国の子どものための教育・保育給付交付金 1,926 万 7,000 円、県の子どものための教育・保育給付費県負担金 626 万 5,000 円、県の子どものための教育・保育給付費地方単独費用県補助金 30 万 3,000 円、保護者負担金 103 万 8,000 円を充当いたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節 7 報償費 2 万 2,000 円は、幼児の発達相談利用者数が見込みより多かったため増額計上しました。

節 17 備品購入費 10 万 8,000 円は、乳児用体重計が故障したため新たに購入するため計上しました。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、節 8 旅費 2 万 9,000 円は、農業委員会の先進地視察研修開催に伴います旅費の不足分を計上しました。

節 11 役務費 3 万円は、郵便料金の値上げにより通信費を増額計上しました。

17 ページをご覧ください。

節 13 使用料及び賃借料 9,000 円は、農業委員会会長の県農業会議理事就任による出張に伴う駐車場代を増額計上しました。

目 3 農業振興費、節 18 負担金補助及び交付金 3 万 2,000 円は、多良木支部たばこ生産組合に対するコーティング種子及び播種機導入に対する補助となります。発芽率及び生産性向上に大きく寄与することが見込まれ、初期導入にかかる費用を町から支援するものです。

目 5 農地費、節 1 報酬 8 万円、節 8 旅費 2 万 9,000 円は、松下・中部地区地区農業農村基盤整備事業推進委員会報酬として、令和 8 年度事業開始を予定しております松下・

中部地区において、事業計画の策定等、また調査等を行うための報酬と費用弁償を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金 13 万 5,000 円は、町田川から幸野溝に流入した土砂を浚渫する費用負担分を計上しました。

項 2 林業費、目 1 林業振興費、節 11 役務費 4 万 7,000 円は、森林経営意向調査を基に湯前町有林計画伐採検討委員会で整備する対象森林が確定したことに伴い、森林環境譲与税を活用した整備とならなかった山林所有者へ、その旨の回答文書を送付するための通信費を計上しました。なお、財源は、下の段の節 24 積立金、森林環境譲与税基金積立金を減額して予算の組み換えを行います。

18 ページをご覧ください。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費、節 10 需用費 26 万円は、企画観光課管理の公用車の自損事故に伴う修繕料を計上しました。なお、財源は、26 万円全額が共済金から支払われます。

節 11 役務費 300 万円は、観光事業広告費を計上しました。

款 7 土木費は、全て給与条例改正に伴う人件費関係です。

19 ページをご覧ください。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費、節 11 役務費の上の段、車検手数料 1 万 8,000 円、その下、自動車損害保険料 8,000 円、その下、節 26 公課費 4 万 9,000 円は、本年度新たに更新しました、第 2 分団 3 部の積載車の登録にかかる車検代行手数料、自賠責保険料、重量税をそれぞれ計上しました。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、節 11 役務費 4,000 円は、郵便料金改定に伴う通信費を増額計上しました。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節 10 需用費 44 万 3,000 円は、水道施設の揚水ポンプと体育館の防火シャッターの故障に伴う修繕料を計上しました。

節 17 備品購入費 10 万円は、個人より小学校図書館の図書の購入を目的とした寄付をいただきましたので、同額を計上しました。次のページになりますが、中学校にも同額の寄付をいただいておりますので、同様に 10 万円を計上しております。

目 2 教育振興費、節 18 負担金補助及び交付金 100 万円は、個人より小学校 P T A 活動の支援を目的とした寄付をいただきましたので、同額を計上しました。

20 ページをご覧ください。

項 4 社会教育費、目 4 美術館費、節 12 委託料 150 万円は、夏目友人帳企画展の開催に伴い販売用トートバックの売れ行きが好調なため、1,000 枚を追加注文するものです。

21 ページをご覧ください。

項 5 保健体育費、目 3 給食費、節 10 需用費 27 万円は、給食調理場の電気代、水道代の不足が見込まれることから増額計上しました。

節 17 備品購入費マイナス 49 万 8,000 円は、牛乳保冷库の入札残となります。

款 10 災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 林業用施設災害復旧費、節 14 工事請負費 3,332 万 1,000 円は、令和 7 年度から 8 年度にかけて復旧予定としている林道宮の谷線 3 号箇所の補助金の一部が令和 6 年度に交付決定されることになったため、令和 6 年度に予算計上するものです。なお、財源は県の林業用施設災害復旧事業補助金 3,205 万 4,000 円と充当率 80 パーセント交付税措置率 95 パーセントの農林施設災害復旧債 100 万円を充当します。

項 2 公共土木施設災害復旧費、目 2 道路橋りょう災害復旧費、節 14 工事請負費 700 万円は、令和 6 年台風 10 号により、令和 5 年に被災した箇所が増破し、令和 6 年災として採択されたため、増破分を増額計上しました。なお、財源は国の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金 466 万円と、充当率 100 パーセント交付税措置率 95 パーセントの公共土木施設災害復旧債 230 万円を充当いたします。

次ぎに、歳入の説明です。11 ページをご覧ください。

歳出の説明の際に説明したもの以外の説明をいたします。

款 13 使用料及び手数料、節 1 美術館手数料 100 万円は、夏目友人帳特別展の観覧者が 12 月 12 日時点で 5,000 人を超えるなど、非常に好調であるため、美術館観覧料を増額計上しました。

款 15 県支出金、目 1 総務費県補助金 100 万円は、熊本県市町村行政サービス維持向上支援交付金が交付されましたので、企画調整費に充当いたします。

目 5 教育費県補助金 95 万円は、熊本県関係人口創出支援等補助金が交付されましたので、美術館費に充当いたします。

12 ページをご覧ください。

款 18 繰入金、項 2 特別会計繰入金、目 5 介護保険特別会計繰入金 1,000 円は、令和 2 年度実績の再算定に伴う一般会計繰入金の返還金です。

款 19 繰越金は、今回の補正財源として、2,785 万 2,000 円を計上いたしました。

款 20 諸収入、節 2 雑入の一番上の段、特別展グッズ販売料 50 万円は、歳出で説明しましたとおり、夏目友人帳関連のグッズ販売が好調でありまして増額計上しました。なお、歳出で説明したグッズ仕入金額より少ないではないかという疑問を持たれるかもしれませんが、契約の関係上特別展終了後は追加注文ができないため、令和 7 年度以降の販売用として多めに注文したためでございます。

節 3 過年度収入 1 万 3,000 円は、令和 5 年度児童手当交付金の確定に伴う追加交付金であります。

8 ページをご覧ください。

第 2 表、地方債の補正で変更です。公共土木施設災害復旧事業の限度額を 7,370 万円、農林業施設災害復旧債の限度額を 330 万円に変更するものです。

町債の総額は、6 億 4,720 万円となります。

22 ページから、給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前 11 時 04 分

再開 午前 11 時 14 分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（金子光喜君） 休憩終わり会議を開きます。

ただいま、日程第 5、議案第 97 号、令和 6 年度湯前町一般会計補正予算（第 10 号）についての説明が終わったところです。発言を許します。

○1 番（田山幸平君） おはようございます。16 ページの民生費、湯前保育園運営費と慈光こども園運営費とあげられてましたけども、とても大きな金額の差を感じるんですけども、すいません、ここについて改めてもう一度、御説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 児童措置費ですね、湯前保育園が 3,158 万。それから慈光こども園が 126 万 7,000 円の増となっております。まず、当初予算の見込みの立て方が前年実績の見込みから 98 パーセントで若干低めに予算計上しております。今回特に湯前保育園が大きくなっておりますが、1 つは、公定価格の上昇によるものです。今回、人事院勧告等の上昇分も含まれておるようでございまして、10.7 パーセントの増というところで、そこが一番大きいところですが、湯前保育園につきましては、特に入園児の数が年度当初からどんどん増えまして、月ごとで見ましても、4 月当初が 429 万円ほどの運営費がですね、10 月にはもう 550 万円ほどになっております。12 月からの見込みで、560 万円ほどとなっております。今後 3 月までにまた 0 歳児とか、低年齢の児童の入園見込みがありまして、3 月見込みで 600 万円を超える運営費が見込んでおりまして、そういうところで、湯前保育園のほうは大きくなってございます。慈光こども園につきましては、入園数、園児の数が当初見込みよりもちょっと逆に減っている状況でございます。減ってる分減額になるんで、当初予算からすると減になるところですが、今回プラスになってる部分が公定価格の上昇分ということになります。以上です。

○3 番（西 靖邦君） 14 ページですけども、項 1 総務管理費、目 11 電算情報管理費、節 12 社会保障・税番号制度システム改修委託料なんですけども、当初予算が 24 万 8,000 円より 86 パーセントの増額の 46 万 2,000 円となっておりますが、この増額分はですね、

具体的にどの部分に充当される予定なんでしょうか。例えば、人件費とか設備費とかライセンス費用等々ありますけども説明をお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） これ業者に支払うシステム改修の委託料になります。その内訳が、どれに幾ら掛かるというのはちょっと私もわかりませんが、全体で46万2,000円となるところでございます。システム改修ですので、もうほぼ人件費がメインではないかと考えているところです。

○3番（西 靖邦君） 業者に支払う金額はわかりましたけど、その業者からですね、その内容的には一式なんぼって来るんですか。その内訳の内容はないんですか。

○総務課長（西村洋一君） 現在手元にありませんので、持ってきてよろしいでしょうか。

○議長（金子光喜君） 西議員の質問については、後程回答いただくことにさせていただきます。

○保健福祉課長（高木堅介君） 先程の保育園の運営費ですね、私が湯前保育園が月ごとの申し上げた金額がですね、湯前保育園と慈光こども園がちょっと逆になってございましたので訂正いたします。慈光こども園の運営費が4月で429万円ほど。それから、中間見まして、10月ぐらいで558万円ほど。3月で600万円というふうに公定価格の上昇もありますが増えてございます。それから、もう1つの湯前保育園が4月で830万円ほど。あと10月で1,060万円ほど。それから3月見込みで1,133万9,000円ほどということで、慈光こども園は公定価格の上昇分で増額しておりますが入園児の数が減っているということでの増で160万円ほどですね、湯前保育園のほうが、園児の増プラス公定価格の上昇ということで、3,000万円ほどの増額としているところです。以上です。

○総務課長（西村洋一君） このシステム改修というのがですね、ほかの業務委託と違って、材料が幾らかかるとか、そういったものはほぼありませんで、もう人件費というか技術料ということになりますので、見積書にもその内訳は書いてないところでございます。また当初予算から24万6,000円から上がったというのは、元々の作業が増えたんではなくて、別の作業が新たに発生したということですので、それでちょっと分けて、ご理解いただければと思うところでございます。ですので、今度全国的にデータのやりとりをする共通のフォーマットに改修を行った、その費用が46万円っていうところでございます。ちょっとわかりにくいかもしれませんがご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○3番（西 靖邦君） すいません、またちょっと委託料なんですけども、同じ14ページですね、項2の徴税費、目2賦課徴収費ですかね、節12電子申告手続きに係る初期導入業務委託料についてですね、当初予算は184万8,000円、66パーセント減額されて、123万2,000円となっていますが、当初見積においてですね、過剰な予算設定や冗長

なコストが含まれている可能性はなかったのでしょうか。見積の精査や適正性について説明をお願いいたします。

○**税務町民課長（北崎真介君）** これe L T A X会社自体がL T A、地方税共同機構というところが、そこが指針ですとか、なんて言いますかね、手続きの拡充についての指針を出すところでございます。これに対するT K Cっていう会社の見積がまいっておったわけです。実際まだこの指針というものが当初はですね、もうちょっと大まかになっておりまして、最大3回は改修が必要だろうというところで見込んでおりました。実際地方税関係手続きの電子化の充実ということで、令和4年度から開発に着手されて、5年度には、本町で言いますと、地方たばこ税ですとか、入湯税、6年度に関しましては、固定資産の償却資産とか、そういったものが対象になってきております。そういったところで、その内容がまだまだ不確定で非常に複雑なシステムでございますので3回ほどに分けてやるということで当初は組んでおりました。ところが、なるべく簡素化して1回で済むということで3分の1、3回の分を1回で済ませることができるということが先月来たばかりでございます。そういったところで今月計上させていただいたところでございます。実際の6年度の手続きに関しましても、失礼しました。7年度にはまだ固定資産税の住宅用地に関する申告とかそういったものが続きますので、この類の委託料というのは発生する可能性はございますのでよろしくお願いしたいと思います。

○**3番（西 靖邦君）** 3回が1回ということは、初期導入業務の内容が縮小されたんですかね。じゃないんですか。内容は一緒ですか。

○**税務町民課長（北崎真介君）** 縮小されたというわけではなく、1回で済むという、そういうことになったということでございます。以上です。

○**3番（西 靖邦君）** すいません、また委託料なんですけども15ページです。款2総務費、目1戸籍住民基本台帳費、節12の戸籍情報システム改修業務委託料なんですけども、当初予算は224万4,000円、99万円の増額で44パーセントなり、総額がですね、323万4,000円となっておりますが、増額の要因が技術的な変更か、計画の変更か、それとも予期しなかった事態によるものか説明をお願いいたします。それにですね、当初の見積プロセスに見直すべき点があったかどうかを説明をお願いします。

○**税務町民課長（北崎真介君）** これ当初の内容とはちょっとまた別で、追加の新しい内容でございます。これがですね、法務省発出の戸籍情報システム標準仕様書というものの改定がございまして、国籍地域対応のシステムの改修費用として計上して、させていただいております。これ戸籍のほうにもふりがなが付いたりいろんなシステムが追加、追加でずっと続いておりますけれども、今回の場合はですね、外国人配偶者の国籍というところに、もう1つ地域というものを入れるということで、その標準仕様書に示されたものですから、そういったところで新しい改修として計上しております。これに伴い

まして、証明書関係でも 38 帳票の出力仕様です。また画面だけでも 58 画面ぐらいの表示仕様の改修といった内容でございます。

○ 3 番（西 靖邦君） 21 ページですけども、款 9 教育費、目 3 給食費、節 17 牛乳保冷库購入費 49 万 8,000 円減額になってます。これは今後ですね、購入からそのリースに転換することですね、初期費用を抑えるだけでなく、メンテナンス修理が含まれる契約を選択すればですね、定期的な点検も可能になります。長期的に安心して使用できるんじゃないでしょうか。この点についてですね、リースの導入に対するご意見を含め、どのようなお考えをお持ちか、これ厨房全てです。業務用厨房器具全てですけども、その辺のご意見をお願いいたします。

○ 教育課長（浅田 徹君） 牛乳保存庫のリース形態による導入といったご意見があったと思います。ちょっとまだ検討したことがなかったのでですね、そういった事業がそもそもあるのかどうか、そこから調べて、今後の検討にしたいと思います。

○ 5 番（椎葉弘樹君） 20 ページの美術館特別展事業業務委託料についてお尋ねします。150 万円の分です。まず、トートバックの現在の在庫状況についてお尋ねしたいと思います。12 月 1 日までに 285 点販売されてるということで、今現在、どのくらいの在庫があるのかについて、お示しいただきたいと思います。

○ 教育課長（浅田 徹君） 今回トートバックを増産するわけでございますけども、第 1 期の仕入れが 1,000 枚、このうち、12 月 15 日まで、45 日間で 433 枚、約 43 パーセントが売れております。在庫 567 枚となりますけども、この販売状況を踏まえて、特別展が終わった後もですね、美術館の人気のあるグッズとして販売したいと考えております。

○ 5 番（椎葉弘樹君） トートバックに並んで売上好調なのがクリアファイルというのがあったと思うんですが、これが 12 月 1 日までに 722 点販売されておりました。これについては、追加で製作は考えておられないのかについてお尋ねします。

○ 教育課長（浅田 徹君） オリジナルクリアファイルにつきましては、初期生産が 4,000 枚、12 月 15 日時点で 1,094 枚の販売で、こちらは率にしますとまだ 27 パーセント程度の販売率でございます。在庫も十分ありますので、こちらにつきましては、増産は今計画しておりません。

○ 5 番（椎葉弘樹君） 全員協議会の際にその在庫の数がお示しなかったもんですから、ちょっと確認したところでした。参考までに今度は製作ではなくて仕入れの部分で、これも売上好調な部分が多いんですが、その中で再販未定というのがありました。それはニャンコ先生の前掛けっていうものとニャンコ先生とっくりというのが、ホームページ上は再販未定ということになっておりますが、こちらについて販売の予定はあるのかについてお尋ねします。

○ 教育課長（浅田 徹君） 夏目前掛け白黒ございまして、これは初期仕入れ 60 枚ずつ

でございますけども、当初はですね、売れ行きが不調でこんなの売れるのかなということとで思いましたけども、声優イベント等があって一気に売れてしまって今在庫がないところでございます。こちらについてはちょっと一般的で、通常の期間の時にですね、販売があまり好調なものとは感じておりませんので、まず仕入れは考えておりません。続きまして、とっくりのほうですけども、これは手軽に買えるといった部分もあって、好評ですので、現在追加発注をしているところで入荷待ちとなっております。

○5番（椎葉弘樹君） そうであれば入荷待ちとかですね、ホームページのほうとかしていただかないと、多分、購入者はですね、どうなるんだろうかといったところの迷いがあると思います。そちらのほうはちょっと上手く対応していただきたいと思います。

○教育課長（浅田 徹君） 今回の夏目展、非常に好評でして、事前にグッズ等の問い合わせ「在庫ありますか。」そういった、或いはアクセスの仕方ですね、といったこともございますが、今般、人吉球磨管内の事業者さんからですね、うちで作った夏目のグッズも販売して欲しいというところで、新たな商品の仕入れの申し出があったところでございます。試験的に販売しますので、20点ほど仕入れて、本日から醤油差しですかね、それを販売することとなっておりますので、こういった情報をですね、なるべく回数を更新して、多くの方に期間まであと10日前後でございますけども、おいでいただきたいと、情報発信も力を入れていきたいと考えております。

○5番（椎葉弘樹君） 18ページの広告料300万円についてお尋ねします。これは説明なかったんですけども、ふるさと納税の広告料なのかなと思ったんですが、これはどのような広告料でしょうか。

○議長（金子光喜君） 答弁調整のため暫時休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（金子光喜君） 休憩終わり会議を開きます。発言を許します。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 観光費の広告料でございますけれども、インターネット上で町のPRを行っております。それに基づきまして、PR活動に伴う広告費ということでございまして、これにつきましては、いろんな町の施策に対して、今後展開できる状況が可能という感じで思っておりますもんですから、今回300万円の補正をお願いしているところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） この広告料が、令和5年の決算においては1,018万円でしたが、今年度の当初では1,065万円ということになっております。この300万円増額する理由についてお尋ねしたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） この広告料につきましては、昨年度ぐらいからちょっと多めに予算を組ませていただいております。色々施策としてですね、ふるさと納税の部分も含めて、湯前町のPRに関わる部分が多くございますので、今後もそういう形で予算を組ませていただきながら、町のPRをですね、令和6年度、今年度だけでなく、令和7年度に繋げるような施策として、広告料を打ちたいということで補正予算を組ませていただいたところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） これ参考までにお聞きしたいんですが、令和5年度がふるさと納税が8,122万円ということでした。今年度については、どのぐらいを見込んでおられるかについてお尋ねしたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） ふるさと納税の現在の状況でございますけれども、今年度はもう8,000万円を超えております。見込みでいきますと1億円を超えるんじゃないかなと思っております。12月、今の時期が一番多くございますので、今後もですね、PRをしながら、湯前のほうの納税っていうか、獲得に向けて頑張っていきたいと思っております。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第97号、「令和6年度湯前町一般会計補正予算（第10号）」について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第97号は、原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第6 議案第98号 令和6年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） について

○議長（金子光喜君） 日程第6、議案第98号、「令和6年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第98号、令和6年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 43 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5 億 299 万 3,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**税務町民課長（北崎真介君）** 議案第 98 号、令和 6 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、御説明いたします。

8 ページの事項別明細書、歳出からお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費におきましては、給与改定等に伴い、計 18 万円を計上しました。

次の項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費、節 26 公課費につきましては、当初予算にて自動車重量税の額を見誤っておりましたので、不足となる額 2,000 円を追加計上しました。申し訳ございませんでした。

款 4 保険事業費、項 2 保険事業費、目 1 保健衛生普及費につきましては、会計年度任用職員に係る節 1 報酬、節 3 職員手当、節 4 共済費の給料表改定によるそれぞれの差額の合計 24 万 8,000 円を計上しました。

続きまして、歳入を説明します。7 ページをご覧ください。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 4 職員給与費等繰入金では歳出の一般管理費と同額の 18 万円を計上しました。

款 6 繰越金、項 1 繰越金、目 1 前年度繰越金、節 1 前年度繰越金では、歳出で御説明しました、公課費 2,000 円及び会計年度任用職員に係る報酬等 24 万 8,000 円に対する財源としまして、その合計額 25 万円を計上しました。

歳入歳出それぞれ 43 万円を追加した補正予算となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 98 号、「令和 6 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第 98 号は、原案のとおり可決し

ました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第7 議案第99号 令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（金子光喜君） 日程第7、議案第99号、「令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第99号、令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

下水道事業会計補正予算につきましては、給与改定等に伴う人件費等の補正とマンホールポンプ通信回線の修繕の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（稲森一彦君） 議案第99号、令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出の補正になります。

湯前町下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入 第1款 下水道事業収益1億5,146万4,000円に83万6,000円を一般会計から繰入れ、1億5,230万円とするものです。

次に支出です。

第1款 下水道事業費用1億5,052万円に83万6,000円を追加し、1億5,135万6,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、今回の補正後において、職員1名分、1年間の予算とするものです。

第4条、一般会計から補助金を受け入れる金額は、今回の補正により、8,326万円とするものです。今回の補正は、一般会計と同様に給与改定に伴う増額分の補正と、マンホールポンプ通信回線において、現在使用中の警報システム回線が令和7年度末をもって終了し、更新の必要があるため補正するものです。

11ページをお願いいたします。

令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算(第2号)見積の基礎により、御説明いたします。

収入は、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目3一般会計補助金として、83万6,000円を計上しました。

支出は、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1污水管渠費の節1給料から節6法

定福利費引当金繰入額につきましては、給与改定に伴います増額分をそれぞれ補正しました。

目 3 総係費、節 15 修繕料にマンホールポンプ通信回線更新修繕料 37 万 4,000 円を補正しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 99 号、「令和 6 年度湯前町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 99 号は、原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 8 議案第 100 号 令和 6 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（金子光喜君） 日程第 8、議案第 100 号、「令和 6 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 100 号、令和 6 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 78 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 7 億 987 万 9,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 議案第 100 号について、御説明いたします。

8 ページの事項別明細書、歳出から御説明いたします。

款 1 総務費は、項 1 総務管理費及び項 3 介護認定審査会費に人事院勧告に伴う一般職及び会計年度任用職員の人件費等について 77 万 5,000 円を計上しました。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金は、令和 2 年度介護給付費負担金、交付金の算定誤り修正に伴う国県介護給付費負担金等の返還金を計上しました。

項 2 繰出金、目 1 一般会計繰出金も同じく一般会計への返還金を計上しました。

次に歳入について、御説明いたします。7 ページをご覧ください。

款 7 繰入金は、歳出で計上しました総務費分の事務費繰入金 77 万 5,000 円を計上しました。

款 8 繰越金は、前年度繰越金を計上しました。

9 ページから 12 ページの給与費明細書については、説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○2 番（吉田精二君） 私、公立病院の議員をしておりまして、5 日の日ですかね、第 4 回の定例会があったわけですけど、その中で上球磨包括支援センターの補正予算もあったわけですけど、その中で繰入金が出た関係で入れまして、各町村の負担金が 600 万円ほど減額になっております。それにつきまして、本町が 115 万円ぐらいなんですけどちょっと詳しい資料は持ってないんですけども、その件につきましては、12 月 5 日に可決しまして、補正が 12 月の 13 日提案ですかね、期間はあったと思います。各町村足並みを揃えて包括支援センターが減額ならば町村も減額すべきだと思いますけれども、今回あがってないのはどういうふうな理由でしょうか。

○議長（金子光喜君） 答弁調整のため暫時休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午前 11 時 55 分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（金子光喜君） 休憩終わり会議を開きます。発言を許します。

○保健福祉課長（高木堅介君） 公立病院議会のほうでは提案があつてということでございます。今回の補正予算では、町の入力締め切りも間に合っていないところであります。全く公立病院側と上球磨 3 町村側が情報共有していないわけではございませんで、担当者会議のほうでは、この補正予算で提案しますということは聞いておりまして、私も把握はしておりますが、大体 3 月に 3 町村ともですね、最終補正で調整するところでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 100 号、「令和 6 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 100 号は、原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（金子光喜君） ここで、お諮りします。時間のほうが昼食の時間に迫っておりますが、引き続き延長することにご同意いただけますでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認め、時間を延長して進めさせていただきます。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 9 議案第 101 号 令和 6 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（金子光喜君） 日程第 9、議案第 101 号、「令和 6 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 101 号、令和 6 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算につきましては、給与改定等に伴う人件費等の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（稲森一彦君） 議案第 101 号、令和 6 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、御説明いたします。

2 ページをお願いいたします。

第 2 条、収益的支出の補正になります。

湯前町水道事業会計、第 3 条に定めた収益的支出の予定額を補正するもので、第 1 款、水道事業費用 7,214 万 4,000 円に 31 万 5,000 円を追加し、7,245 万 9,000 円とするものです。

第 3 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、今回の補正後において、職員 1 名分、1 年間の予算とするものです。

今回の補正は、一般会計と同様に職員の給与改定に伴う増額分を補正するものです。

9 ページをお願いいたします。令和 6 年度湯前町水道事業会計補正予算(第 2 号)見積の基礎により、御説明いたします。

款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 4 総係費の節 1 給料から節 4 法定福利費につきましては、給与改定に伴います増額分をそれぞれ補正しました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(金子光喜君) これから質疑を行います。

○3 番(西 靖邦君) 7 ページの水道事業予定貸借対照表なんですけども、水道事業の未収金がですね、1,200 万円となっていますが、滞納者への日々の呼びかけとして督促状や催告書の送付が実施されているかと思います。これに加えてですね、年 2 回ほどですね、特別滞納整理期間を設けていただいてですね、電話や訪問などによる直接的な料金の催告を強化することで未収金の回収率向上に繋がるのではないのでしょうかと私は思ったんですけども、これはどういうお考えでしょうか。

○議長(金子光喜君) 補正予算ですので、全体的な予算の時のですね、決算の時にその質問をお願いしたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(金子光喜君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(金子光喜君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 101 号、「令和 6 年度湯前町水道事業会計補正予算(第 2 号)について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(金子光喜君) 起立全員。したがって、議案第 101 号は、原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 10 議員派遣について

○議長(金子光喜君) 日程第 10、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表の通り派遣することとし、また派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表の通り派遣することに決定し、派遣期間等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 1 1 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第 1 1、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 1 2 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第 1 2、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 1 3 広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第 1 3、「広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

広報常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第１４ 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第１４、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに記載の「次の議会の会期、会期日程等、議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項」について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（金子光喜君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。

本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（金子光喜君） これで、令和 6 年第 9 回湯前町議会定例会を閉会します。

- - - - - ○ - - - - -

閉会 午後 12 時 07 分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員